

40805

教科書文庫

4
370
42-1912
20000 17492

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

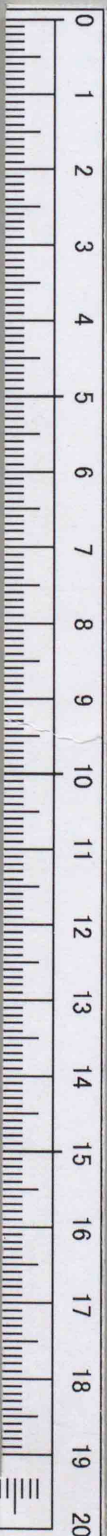
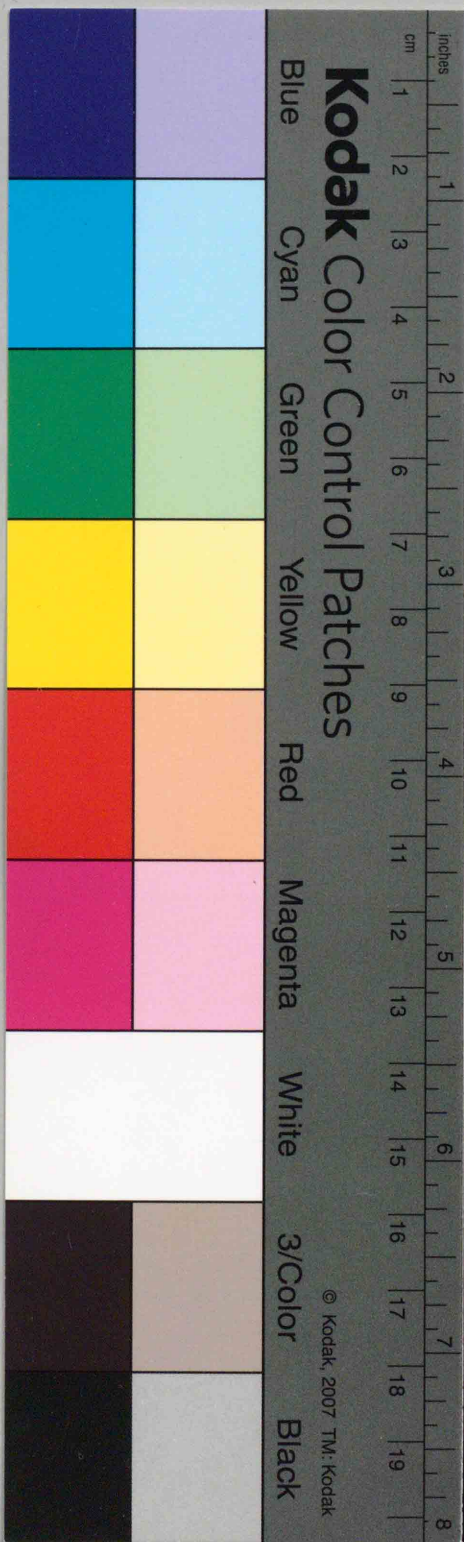


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



375.9
Shil3
資料室

女學
校用
教育學
全



大正二十年十二月十七日
文部省檢定
高等女子學校教育科學用

資料室

375.9
Sk113

文學士 下田次郎著

女學
校用
教育學
全

東京

國光印刷株式會社出版部



女學
用教

育
學

訂改 第八版例言

一本書は高等女學校及び同程度の女學校に於ける教育科の教科書、竝に教育に關する一般の知識を修めんとする女子の學習書に充てんが爲に、編纂せるものなり。

一教育科は、その性質上、教授、學習共に困難を感じるものなれば、著者は成るべくこれを容易ならしめ、且教育竝に心理上の基本的知識を、確實に修得せしめんことに注意し、左の用意を以て、本書を編纂したり。

一教育竝に心理上の用語の意義を正確に示し、その曖昧より來る困難を防げること。

二文章を簡明にし、思想の進行を論理的ならしめ、歩一歩、秩序あ

一 二り系統ある知識を得しむること。
 三 内容の節分を細かにし、各節の文章を短くし、箇條書きを多くして、取扱上の便を計りたること。又復習練習に便せんが爲に、詳細なる目次を置けること。
 一 本書第八版に於ては、明治四十年本書第一版發行以來、實地使用上の經驗に由り、その内容及び字句に就きて、幾多の改訂を施し、且理解を助くる爲に、新に數箇の圖畫を挿入せり。
 一 本書は發行以來、幸に廣く使用せられしが、今回の改訂に由りて、教授上一層良好なる結果を收められんことを望む。

大正元年十月

著者 識

女學用 教育學

目次

第一篇 緒論

第一章 教育の意義及び目的……………一

一 母の務……………一

二 教育の意義……………二

三 教育の目的……………二

第二章 教育の必要及び力……………四

一 人と動物……………四

二 教育の必要……………五

三 教育の力……………七

第三章 教育の時期……………八

一 人生の三期……………九

二 教育の時期……………九

三 教育時期の区分……………一〇

四 本書の計畫……………一一

第二篇 心理

一 總論

第四章 心及びその研究法……………一二

一 心……………一二

二 觀察法……………一三

三 實驗法……………一四

第五章 心の三作用……………一五

一 知情意……………一五

第六章 意識及び注意……………一七

一 意識……………一七

二 注意……………一八

二 知的作用

第七章 知的作用の概説……………二一

一 知的作用の性質……………二一

第八章 感覺……………二二

一 感覺の性質……………二二

二 感覺の種類一……………二三

三 感覺の種類二……………二八

第九章 知覺……………三〇

一 知覺の性質……………三〇

二 知覺の錯誤……………三一

三 教育上の注意……………三二

第十章 觀念……………三五

一 觀念の性質……………三五

二 觀念聯合の法則……………	三六
第十一章 記憶……………	三八
一 記憶の性質……………	三八
二 教育上の注意……………	三九
第十二章 想像……………	四一
一 想像の性質……………	四一
二 想像の利害……………	四二
三 教育上の注意……………	四三
第十三章 概念……………	四四
一 概念の性質……………	四四
二 概念の形成……………	四五
三 概念の内包及び外延……………	四五
四 教育上の注意……………	四六
第十四章 断定……………	四七

一 断定の性質……………	四七
二 教育上の注意……………	四八
第十五章 推理……………	四九
一 推理の性質及び種類……………	四九
二 教育上の注意……………	五二
第十六章 言語……………	五四
一 言語の性質……………	五四
二 教育上の注意……………	五六
三 感情……………	
第十七章 感情の概説……………	五七
一 感情の性質及び種類……………	五七
第十八章 感應……………	五八
一 感應の性質及び種類……………	五八
二 教育上の注意……………	五九

第十九章 情緒……………六一

- 一 情緒の性質及び種類……………六一
- 二 情緒の表出……………六四
- 三 教育上の注意……………六五

第二十章 情操……………六七

- 一 情操の性質及び種類……………六七
- 二 教育上の注意……………七〇

四 意志

第二十一章 意志の概説……………七二

- 一 意志の性質……………七二

第二十二章 衝動……………七三

- 一 衝動の性質及び種類……………七三
- 二 教育上の注意……………七四

第二十三章 欲望……………七五

五 結論

第二十五章 心身の關係……………八二

- 一 身體の精神に及ぼす影響……………八二
- 二 精神の身體に及ぼす影響……………八三
- 三 教育上の注意……………八三

第二十六章 年齢と心身發達との關係……………八四

- 一 心身の發達……………八四
- 二 教育上の注意……………八六

第二十四章 意志及び品性……………七七

- 一 意志の性質……………七七
- 二 教育上の注意……………七八
- 三 品性の陶冶……………八〇

一 欲望の性質及び種類……………七五

- 二 教育上の注意……………七六

第二十七章 個性

- 一 個性及びその要素……………八七
- 二 氣質……………八七
- 三 天賦……………八九
- 四 男女……………八九
- 五 境遇及び教育……………九一
- 六 教育上の注意……………九一

第三篇 教育

一 家庭教育

第二十八章 家庭教育の概説

- 一 家庭の意義……………九二
 - 二 家庭教育の目的及び方法……………九三
 - 三 家庭教育の時期……………九四
- 第二十九章 體育……………九四

第三十章 知育

- 一 體育の意義……………九四
 - 二 營養……………九五
 - 三 呼吸……………九七
 - 四 運動……………九九
 - 五 神經及び感覺機關……………一〇〇
 - 六 一般の注意……………一〇一
- 第三十章 知育……………一〇二
- 一 知育の意義……………一〇二
 - 二 遊戯……………一〇三
 - 三 作業……………一〇六
 - 四 話及びその種類……………一〇七
 - 五 説話……………一〇八
 - 六 談話……………一一〇
 - 七 讀書……………一一一
 - 八 一般の注意……………一一一

第三十一章 德育……………一二二

- 一 德育の意義及び方法……………一二二
- 二 示範……………一二三
- 三 訓諭……………一二四
- 四 命令……………一二五
- 五 監督……………一二六
- 六 賞罰……………一二八
- 七 家庭の教育者……………一二一

二 幼稚園教育

第三十二章 幼稚園教育の概説……………一二六

- 一 幼稚園の性質及び起源……………一二七

第三十三章 保育……………一二七

- 一 幼稚園の目的及び保育の要旨……………一二七
- 二 保育の項目……………一二八

- 三 保育の方法……………一二八
- 四 恩物……………一三〇
- 五 遊園……………一三一
- 六 保育上の注意……………一三二

三 学校教育

第三十四章 学校教育の概説……………一三三

- 一 学校の意義……………一三三
- 二 学校教育の方法……………一三四
- 三 小学校教育の本旨……………一三四

第三十五章 養護……………一三五

- 一 養護の意義……………一三五
- 二 營養……………一三六
- 三 呼吸……………一三六
- 四 運動……………一三七

五 神經及び感覺機關……………一三八

六 學校衛生……………一三九

第三十六章 教授……………一四〇

一 教授の意義……………一四〇

二 興味……………一四〇

三 教材及びその排列……………一四一

四 教授の段階……………一四二

五 教授の形式……………一四四

第三十七章 訓練……………一四六

一 訓練の意義……………一四六

二 學校生活と訓練……………一四六

三 教授と訓練……………一四七

四 教師と生徒との關係……………一四七

五 生徒相互の關係……………一四八

六 校則校風儀式會合等……………一四九

七 教師の品性……………一五一

四 結論

第三十八章 家庭教育と學校教育との關係……………一五二

一 家庭教育の長所及び短所……………一五二

二 學校教育の長所及び短所……………一五三

三 學校と家庭の協同……………一五三

第三十九章 教育と國家との關係……………一五四

一 家庭教育と國家……………一五四

二 學校教育と國家……………一五四

三 學校系統……………一五五

四 教育事業と國家……………一五五

第四十章 教育と社會との關係……………一五七

一 家庭教育と社會……………一五七

二 教育事業と社會……………一五七

附 録

三 訓練と社會……………一五八

小學校令、小學校令施行規則摘要等……………一

我が國の學校系統圖……………七

目 次 終



女學教育學

文學士 下田次郎 著

第一篇 緒 論

第一章 教育の意義及び目的

一 母の務 「思ふこと今はなきかな撫子の花さくばかり
 なりぬとおもへば。」 生れ出づるより、この子を丈夫に育て、
 良く教へ導き、學校の教育を受けしめ、一人前の者として、國
 のため、世のため、家のために、能く働かしめ、これならば、わが
 子といふも耻しからず、なるべくは、親よりも優れたる者と
 なしたきものなりとて、永き年月の世話苦勞をも厭はず、唯

子の人となるを樂しみとし、方として、親は子のために働き居らるゝものなり。

今日よりこの書を學ぶ者も、やがて母親となり、或は人の師となりて、同じく子供を育て教ふる重き務あるものなれば、豫めその心得なかるべからず。この書は即ちその心得を説けるものなり。されど、唯心得たるのみにては甲斐なし、よくこれを實際に活用こそ、眞にこの書を學べるものといふべけれ。

教育者
被教育者

二 教育の意義 教育とは、成熟せる人が、未だ成熟せざる人に、一個人として、竝に社會の一員としての資格を作り出さんがために施す働をいふ。而して、この働を施す人を、教育者といひ、この働を受くる人を、被教育者といふ。

三 教育の目的 前節に示すが如く、教育には二つの目的

あり。一個人としての資格及び社會の一員としての資格これなり。

一 一個人としての資格 人は、通例これを動物といはずして、特に人といふは、人には他の動物と異なりて、人間らしき所あればなり。そは、良く發達せる身體と精神とを有し、高尚にして確乎たる見識を以て、自ら判斷動作することとをいふ。而して、この人間らしき所は、唯教育に由りてのみ、作り上げらるゝものなり。

二 社會の一員としての資格 人は、一個人たると同時に、亦家族・世間・國家廣くは人類の一員として、生活するものなり。實際人は孤立して存すること能はず、これら團體の力に由りてのみ人となり、又幸福なる生活を營み得るものにして、これらの團體もまた、その各員の活動に由りて

のみ、榮え行くものなり。故に、個人は、各團體の與ふる利益を十分に享受すると共に、又團體のために、十分に盡さざるべからず。

教育はこの雙方の働をなるべく遺憾なく行はしむる資格を、人に作り上ぐるものなり。

然れども、教育の時期には、凡そ限りあれば、これらの目的を實にすることは、容易の業にあらず。これ、教育者と被教育者との奮勵を要する所以なり。

第二章 教育の必要及び力

動物

一 人と動物 人間の腦髓は、動物に比すれば、遙に複雑なる構造を有するが故に、その精神も亦、遠く動物の及ばざる高等なる働をなすに適す。動物の簡單なる精神は、人間の

思想をよく解すること能はず。猿廻しの猿犬芝居の犬の如きは、たゞ機械的に、一定の舉動を仕込まれたるのみにして、その演ずる役の意味を解するものにあらず。されば、動物を仕付くことは、これを馴致といひて、教育といはざるなり。

これに反して、人と人との間には、精神上の交通出來、被教育者は教育者の教へんとする事柄の意味を、その通に能く理解することを得。これ、人間のみ教育に適する所以なり。

二 教育の必要 人は、自然に放任して、動物と一所に成長せしむれば、殆んど動物と異ならざる者と成り、又文明の人と野蠻人とを比較するに、幼少の時は、大なる違なきも、大人となりて、文野の著しき懸隔を生ずるは、これ皆、教育を受くると、受けざるとに由る。

精神上の交通

資性の發達

人は豊富なる資性を有するものにして、この資性は、教育に由りて初めて十分なる發達を遂げ得るものなり。動物に在りては、代々同じ實驗を、新に繰返すに過ぎざるが故に、進歩といふこと殆んどなく、従ひて、幾千萬年を経るも、動物は同じ動物なり。

然るに、人類には言語あり、製作物ありて、代々收穫せる知識・技術・其他の成績を、次の代に残し置くが故に、次代の者は、同じ經驗或は失敗を、一々繰返すの必要なく、今まで他人が成し置ける次を、仕足し行くを以て、これが積り積りて、僅か數千年の間に、人類は、驚くべき進歩をなしたり。

遺産の傳承

教育は、即ち、古來人類の勤勞して作り置きたる豊富なる遺産を、次代の若者に傳承せしむる仕事にして、教育を受くる者は、實に數千年來の人類の收穫を、短時期に相續するもの

なり。

三 教育の力

かくの如く、人は唯教育に由りてのみ、人らしくなるものなれば、教育の人に必要なるは勿論なり。されど、教育の力にも限ありて、如何なる人をも、作り得るものにはあらず。恰も柳は柳にして、如何に上手に育つるも、櫻の花を咲かしむること能はざるが如し。而してこの教育の力を制限する主なるものは、左の如し。

一天性 人には各生來の特性あり。例へば、伶俐なるものあり、痴鈍なるものあり、又數學・音樂の才あるものあり、書畫・手工に巧なるものある等、一樣ならざるが如し。教育は、これらを、或程度までは、改良發達せしむることを得れども、全く天性を變化し、又は絶滅せしむること能はざるなり。

二年齡 動物の馴致も、幼少の時にのみ出來得るが如く、人にありても、教育の力は、若年に於て最も有効にして、成年以後、特に老年に於ては、その效力弱く、或は全く無効なることあり。

三自然及び社會の感化 人は水陸・氣候・風景・産物等、天地自然の感化、及び交際・見聞等、その生活の境遇より受くる感化の下に、成長するものなり。而して、これらの感化は甚だ強く働き、且到底避くべからざるものにして、その中教育の助となるものと、妨害となるものとあり。教育者は、なるべくこれを利用して、その良き感化の下に、兒童を置かざるべからず。

第三章 教育の時期

一 人生の三期 人の一生を分ちて、三期とす。未成熟期・成熟期・老年期、これなり。(一)未成熟期は、出生より身體の成熟するまでの時期にして、男子は、二十歳乃至二十二歳、女子は、十八歳乃至二十歳の頃を以て終とす。(二)成熟期は、身體の成熟に始りて、大なる變化なき最も長き時期にして、凡そ五十歳前後まで持續す。(三)老年期は、それより漸次老衰の徴候を呈して、死に至るまでをいふ。而して、精神の活動及び老衰は、概ね身體のそれに伴ふものなり。

二 教育の時期 教育を施すには、左の理由によりて、未成熟期を以て、最も適當とす。

一 人生の準備 教育は、人生の準備を施すものなるが故に、
 二 若年に於て、これを終らざるべからず。何となれば、もし中年又は晩年より、教育を始むるときは、準備のために人

陶冶性

生の日は暮れて、これを役立つ時間少なければなり。
二教育の効果 未成熟期は、成熟の途上にあるものにして、外よりの影響に由りて、心身に永續する變化を受くるの傾(陶冶性最も強く、従ひて、教育の効果最も大なればなり。例へば、巧妙なる技術の如きは、少時練習の機を失すれば、生涯十分に會得すること能はず、又少時ならば、僅少の時間と勞力を以て、學び得べきことも、長じては、多大の時間と勞力を要するが如きは、よく之を證す。即ち、上達と經濟の上よりも、教育は若年の時に施さざるべからず。
三 教育時期の區分 教育の時期は、便宜上これを分ちて、乳兒期、幼兒期、兒童期、青年期の四とす。
一乳兒期 出生より、哺乳して生育する時期を云ふ。生後凡そ一ヶ年間なり。この期は、全く家庭にありて、主として、身體の養育を受くる時なり。

二幼兒期 滿一歳の頃より、滿六歳の頃までをいふ。この期も、大方は家庭にありて、父母の教養を受く。但三歳以上の幼兒は、幼稚園の教育を受くることあり。
三兒童期 滿六歳の頃より、十四歳の頃までをいふ。即ち小學校教育を受くべき時期なり。
四青年期 滿十四歳の頃より、身體の成熟するまでをいふ。小學校以上の學校教育を受くる時期なり。
四 本書の計畫 教育を行ふ主なる場所は、家庭と學校なれば、本書は、主として、家庭と學校との教育につきて述べ、家庭教育と聯關しては、幼稚園教育を説き、終に、國家並に社會と教育との關係を説かんとす。
然れども、教育の事を學ぶには、先づその取り扱ふ人間の心

生理

心理

身の働につきて知るを要す。その中、生理の大要は、本書を學ぶ者の既に心得たる所なるべければ、これを略し、先づ、心の働につきて、その大要を述べ、且教育上の注意を與へ、それより、家庭以下の講述に移らんとす。

第二篇 心理

一 總論

第四章 心及びその研究法

心精神

心理學

一 心 吾人が春の野邊を散歩して、櫻の花盛りなるを見愉快を感じ、明日もまた來り見んことを欲するが如き、これを心の働といひ、その働をなすものを、**心精神**といふ。心の働を研究する學は即ち**心理學**なり。而して、心の働く

精神状態

内省

有様を知るには、先づ、その研究法を心得ざるべからず。これには觀察と實驗との二あり。

二 觀察法 人爲を施さずして、有りのまゝに、心の働く有様**精神状態**を観るをいふ。喜べる時、その喜べる心のさまを、そのまゝ観るが如き、これなり。觀察法を分ちて、直接及び間接の二となす。

一 直接觀察法 自らわが**精神状態**を観るをいふ。例へば、自らの心に存する喜の經驗を省るが如き、これなり。故に、この法はまたこれを**内省**ともいふ。

二 間接觀察法 他人の顔色・言語・舉動そのものを觀察し、或は、その詩文・作品・傳記などを調べて、わが心の經驗に引き較べて、その人の**精神状態**を推測して研究するをいふ。自己の心は、直接に觀察するを得れども、他人の心は、その

働の形に現れたる結果に由りて、間接に観察する外なきものなり。

三 實驗法 故意の手段を施して、心の働の變化するさまを研究するをいふ。皮膚の各部に觸れて、その感じの鋭鈍を試み、男女につきて、記憶の良否を検するが如き、これなり。實驗法は、自然に放任しては起らざる心の働を、人爲に由りて起さしむるものなれば、觀察法と相待ちて、心理研究上必要なる方法なりとす。

然れども、われに喜の經驗なくば、喜の何たるやは、分らざるが如く、すべて心の働は、最後はわが心の經驗に訴へ、引較べ見る外、理解出來ざるものなれば、直接觀察法こそは、研究法の基にして、最も大切なるものなれ。

教育者は、能くこれらの方法に由りて、被教育者の精神状態

心理研究の必要

に注意することを要す。かくの如くして、よく兒童の心の働くさまを知るを得ば、それに應じて適當の處置を施すを得て、教育上利益する所多大なるべし。

第五章 心の三作用

一 知情意 心の働は、時々刻々移り代りて、殆んど限なしと雖も、その中には、類似せる性質のもの少なからず。例へば、幸を喜び、不幸を悲むが如きは、互に異なるやう見ゆれども、感ずるといふ點に於て、一致するが如き、これなり。かくの如く、様々の心の働(精神作用)を、その性質の類似に依りて、大別するときは、左の三種となすことを得べし。

一 知的作用 事物の性質を知り認むる精神作用をいふ。例へば、ある花を見、その色・香・形等によりて、これを櫻の花

精神作用

知的作用

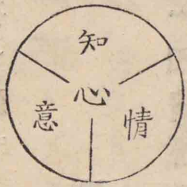
感情

なりと認むるが如き、これなり。
二感情 愉快もしくは苦痛を感じる精神作用をいふ。櫻花を見て愉快を感じ、病に臥して苦痛を感じるが如き、これなり。

意志

三意志 ある事物を欲望し、或はこれを實行する精神作用をいふ。今日花を見て、明日もまたこれを見んことを欲し、明日見に行くが如き、これなり。

三作用の關係



以上の如く、精神作用を、知情意に三分すること、は、畢竟便利のためにして、その實各が獨立して存するにはあらず。ただ一つの心の異なる働き方に過ぎざるなり。
されば、この三作用は、時によりてその強弱こそあれ、常に相伴ひて起るものなり。

第六章 意識及び注意

意識

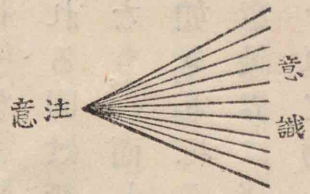
無意識

半意識

意識と教育

一 意識 吾人は、睡眠中は、何事ありても一切知らざれども、醒むれば、日光の輝けるを見鳥の鳴くを聞く。こは覺えなき状態より、覺えある状態に移れるなり。この覺えある状態を**意識**といひ、覺えなき状態を**無意識**といふ。即ち眠れる間は、無意識にして、起き居る間(覺醒中)は、意識を有するなり。而して、夜明けの、半ば眠れるが如く、半ば覺えあるが如き、おぼろげなる状態をば、**半意識**といふ。無意識界より意識界に移る境界を識域といふ。
すべて物を教ふるには、先づ、兒童の意識を明瞭ならしめざるべからず。居眠りなどなし居りては、決して覺えらるゝものにあらず。

注意



二 注意 日光を凸形の透鏡に照らせば、一點に集注して、光熱共に強くなるが如く、意識を一事物に集注すれば、そのものは、殊に明瞭に見ゆるものなり。この意識を一事物に集注することを、注意といふ。即ち、注意は意識の燒點ともいひ得べし。例へば、面白き音楽を聞き、美しき花を見るときは、吾人の意識は、全くそれにのみ集注せられて、他のことに氣付かざるが如きは、注意の状態にあるものなり。

無意注意
有意注意

而して、注意を一事物に向くるに、外物に釣られて、自然にそれに注意を向くる場合と、故らに意を用ひて注意する場合とあり。前者を無意注意といひ、後者を有意注意といふ。吳服屋の前に、知らず識らず婦人の立ち留まるは、無意注意

注意の律動

にして、縫ひ物をなし居るとき、針目正しく、眞直に縫はんとて、氣を付くるは、有意注意なり。小兒は、初は珍しき物に對して、無意注意を起すのみなれども、精神の發達するに連れて、漸次有意注意を起し得るに至るものなり。注意は、常に同じ強さにあるものにあらずして、一定の時間 に於て、強くなり又弱くなるものなり。これを注意のめぐり(律動)といふ。時計の音にも、抑揚あるが如く聞ゆるはこの故なり。

注意力の養成

三 注意力の養成 學問も仕事も、よく事物に注意せざれば、出来るものにあらず。されば、注意力の養成は、教育上甚だ大切なることなり。白痴等の教育し難きは、一は心の働 き散漫にして、長く一事に注意すること能はざるに因る。注意力の養成につきて心得べき要件左の如し。

- (一) 兒童に教示する事物の印象を強からしむべし。色形の鮮明、話し方の徹底の如き、これなり。
- (二) 教示する事物は、兒童の解し得る程度のものにして、且興味を感じしむるものたるを要す。
- (三) 内外の靜肅を保ち且他に注意を惹くが如きものを遠ざくべし。
- (四) 小兒は、氣の散り易きものなれば、よく順序を立てて、一時に多くの事物に接せしめず、且初は、注意すべき時間を短くし、適度に事物を變換して、注意し易からしめ、精神の發達するに従ひて、漸次注意を持続せしめ、且有意注意の發生を促すべし。
- (五) 注意は、精神の疲勞を生ぜしむるものなれば、時々注意を弛めて、休息せしむべく、年少の者ほど休息を長くし、且そ

心の三作用
と意識及び
注意

知的作用

の度數を多くすべし。

(六) すべて注意は、身體健康にして、精神爽快なるとき、よく働くものなれば、衛生を怠るべからず。こは獨り注意のみならず、今後説明するすべての精神作用につきても、同様なりと知るべし。

意識は知情意のあらゆる精神作用に通じて存し、注意はその何れに對しても、起し得るものなり。

以上、意識及び注意のことを述べたれば、これより知情意の作用につきて順次述べべく、先づ知の作用より始むべし。

二 知的作用

第七章 知的作用の概説

一 知的作用の性質 知的作用とは、事物の性質を知り、そ

の相互の關係を明かにし、或は既知のことより新しきことを考へ出す等の、心の作用をいふ。ある花につきて、その形色を見て、その櫻なることを知り、櫻と海棠とを比較して、その異同を辨じ、或は、柳の枝に櫻の花を咲かしめ、梅の薫をもたせ見たしなど、實際なきことを、心中に作り出し、或は、電光より電氣の性質を研究し、電信、電話を發明するなど、皆知の作用に外ならず。かくの如く、知の作用には種々あり。以下順次その説明をなすべく、先づ、その最も簡單なる感覺より始めんとす。

第八章 感覺

一 感覺の性質 學校の授業の始と終には、鐘の音を聽くべし。こは如何にして聽ゆるかといふに、鐘を打つときは

感覺機關
刺戟
感覺

空氣に振動を起し、この振動は耳に來りて、感覺神經に傳はり、それより腦に達して、こゝに音を聽くこととなるなり。この空氣の振動を刺戟といひ、聽ける音を感覺といふ。

これは耳につきてのことなるが、この外、眼口・鼻及び皮膚(耳とも、之を感覺機關、又五官ともいふ)には、またそれぞれの刺戟と感覺あり。即ち、一般にいへば、刺戟とは、感覺を生ぜしむるものにして、感覺とは、刺戟が五官を興奮して生ぜしめたる、最も簡單なる知的精神狀態なり。

刺戟 ↓ 五官 ↓ 感覺神經 ↓ 腦 ↓ 感覺

感覺には視覺、聽覺、味覺、嗅覺及び皮膚覺の別あり。なほこの外、筋肉と身體の諸機關とより生ずる感覺あり、これを筋覺及び體覺といふ。以下順を逐ひてこれを述べん。

二 感覺の種類 一

色覺

一 視覺 視覺は、眼の網膜に分布せる視神經が光の刺戟を受くるに由りて起る感覺なり。視覺に、色覺及び光覺の二種あり。

一 色覺 色彩の感覺なり。日光を三稜硝子にて分析すれば、堇・藍・青・綠・黃・橙・赤の七色に別る。他の色はすべてその混合より成る。

光覺

二 光覺 光の強弱によりて起る明・暗の感覺なり。種々の度の白・灰・黒の感覺、これなり。すべて、色を色として見るには、一定の光量を要す。如何なる色も、その光を増して極度に至れば、白くなり、又これを減じて極度に至れば、暗夜の如く、終に黒くなるものなり。

殘像

網膜の視神經は、刺戟去りたる後も、なほ暫く興奮を繼續して、殘像なる現象を生ず。火を點せる線香を早く廻せ

色の對比

ば、火の輪の如く見え、流星の、火の線の如く見ゆるは、これなり。活動寫眞は、この殘像を利用せるものなり。又例へば、白と黒、或は、赤と綠とを並べ見れば、互に引き立ち、一層鮮かに見ゆるものなり。これを色の對比といふ。三すべて衣服・粧飾等には、色のうつり及び濃淡を考へて、巧にこれを配合せざるべからず。又人によりては、赤・綠等の色の識別出來ざるものあり、これを色盲といふ。色盲者は、汽車・電車の運轉手の如き、色の識別を要する業務には、適せざるものなり。

色盲

視覺は、すべての感覺中、最も多く、外界の知識を與ふるものなり。感覺に關する言語中、視覺に關するもの、最も多きにても、これを知るべし。二 聽覺 聽覺は、内耳の聽神經に、空氣の振動を傳ふるに由

音の高さ

音の強さ
音色

調音 雜音

味の種類

りて起る感覺にして、音即ちこれなり。
音は高さ強さ及び音色なる三つの性質を具ふ。音の高さは、一定時間に於ける、空氣の振動數(音波の數)の多少に由りて生じ、音の強さは、音波の大小に由りて生ず。音色とは、琴、笛等、發音體の異なるに由りて生ずる音の特色なり。音には調音及び雜音の二種あり。
聽覺は、談話講演等、思想の交換に必要なは勿論、最も高尚なる娛樂の一たる音樂も、亦聽覺に訴ふるものなり。
三味覺 味覺は、有味物が、舌の神經を刺戟するに由りて起る感覺なり。味を起すには、有味物が、先づ液體となるを要す。味覺には、甘、酸、苦、鹹の四種あり。その他の味はこの四種の原味の様々に混合せるものなり。而して、同じ味を有するものにて、その香、溫度、舌ざはり、硬軟外觀等

料理

味の對比

飲食の慾

香の種類

の違によりて著しく味の違ふが如く、感ぜしむるものなり。即ち料理の手際は、食品固有の味の外、巧に他の感覺をも、手傳はしむるの點にあるなり。又甘味の後に、酸味を取れば、一層酸く感ずるが如く、味覺にも、對比といふものあれば、料理の配合には注意すべし。
味覺の愉快は相當に受くべきものなれども、克己の心を以て、適度に飲食の慾を制し、その奴隸とならざるやうせざるべからず。よくこれを制するは、教育を受けたる者の特色なり。
四嗅覺 嗅覺は、香ある氣體が、鼻腔内の嗅神經を刺戟するに由りて起る感覺なり。
香は、梅花の香、樟腦の香といふが如く、その香を有する物の名に由りて、區別するに過ぎずして、未だ味覺の如く、一

嗅覺の用

定の種類に分つこと能はず。嗅覺は香の如何に由りて、空氣及び食物の新鮮又は腐敗を識別するを以て、呼吸及び飲食の大切なる指導者なり。

三 感覺の種類二

五皮膚覺 皮膚覺は、皮膚に分布せる神經が、外物の刺戟を受くるに由りて起る感覺なり。これに、觸覺・溫覺・痛覺の三種あり。

一觸覺(觸覚) 皮膚に物の觸れたることの感覺をいふ。而して、その觸れ方如何に由りて、物の硬軟・銳鈍・粗密・輕重等を感じることを得べし。又皮膚に觸るれば、その場所を識別することを得。これを皮膚の**部位覺**といふ。觸覺は、皮膚の部位に由りて、銳鈍あるのみならず、又練習に由りて、一層これを銳敏ならしむることを得るものなり。

部位覺

盲人にありては、觸覺は視覺の代用をなすほどなり。

二溫覺 皮膚は溫度を有する物の刺戟を受けて、溫冷を感じず。これを溫覺といふ。通例皮膚の溫度より低きものは、冷を感じ、高きものは溫を感じず。溫覺は、氣候の變化に對して、身體に警戒を與ふるが故に、衣服を調節して、體熱の發散又は保存の加減をなすことを得べし。

三痛覺 皮膚に過度の刺戟を加ふれば苦痛を感じず。これを痛覺といふ。痛覺は外來の危險に對して、皮膚に警戒を與へ、これを保護するの用をなす。

六筋覺 筋覺は、筋肉の收縮・緊張及び壓迫が、筋肉に分布せる神經を刺戟するに由りて起る感覺なり。運動の感覺は、主として、筋肉の働き方如何に由りて起るものなり。觸覺及び筋覺は、視覺と相待ちて、物體の大小・形狀・方向・距

離・位置等を知らしむ。

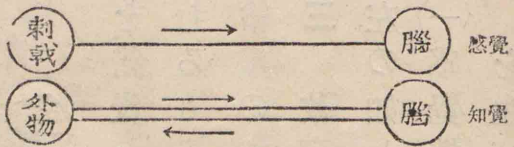
七體覺 體覺(感覺)とは、身體の諸機關の作用が、これに分布せる感覺神經を刺戟するに由りて起る感覺にして、饑渴・飽滿・嘔吐・疲勞・眩暈等の感じは、これなり。而して、身體の諸機關の作用より起る感覺の、一つに合したる漠然たる感覺を、一般感覺又は氣分といふ。氣分のよしあしは、身體の諸機關が、故障なく健全に働けるや否やを、示すものにして、生活作用の晴雨計ともいふべし。されば、人は衛生に注意して、常に爽快なる氣分を持し、以て健康の幸福を十分に味はざるべからず。

第九章 知 覺

一 知覺の性質 出生の當初は、例へば、光を見、音を聴くも、

氣分

感覺と知覺との別



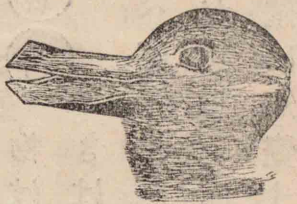
その何物より來れるかを知らずして、單に光又は音を認むるのみ。これを感覺といふ。然るに出生後數ヶ月を経れば、單に光音を認むるのみならず、その刺戟の原因たる外物をも、合せて認むるに至る。それを知覺といふ。即ち單に光を見、音を聴くは、感覺にして、これを蠟燭の光と見、鈴の音として聴くは、知覺なり。

物は種々の性質を具ふるが故に、物を知覺するとき、これに屬する多くの性質を認むるを常とす。例へば、蜜柑を知覺するとき、その形・大さ・色・味・香等を認むるが如し。而して、これらの性質を注意して認め、その物を明確に知覺することを直観といふ。

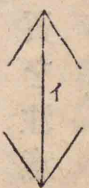
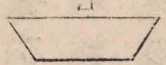
二 知覺の錯誤 知覺は吾人に外界の知識を與ふるもの

直観

なれども、往々誤れる知覚をなすことあり。これを知覚の



鳥トモ見
トモ見
見トモ



錯誤といふ。その中、外物を誤りて認むるもの

錯覺
幻覺

感覺機關の衛生

を、錯覺といひ、外界には何物もなきに何物かあるが如く認むるものを、幻覺といふ。視覚は錯覺を起し易きものなり。繪畫の如き、これを利用すること多し。(圖は感覺に關する錯覺の例なり。イロの線は同長なり)

三 教育上の注意 直觀に關して、教育上注意すべき要件左の如し。

(一) 感覺機關の衛生 感覺機關は、外物の刺戟を受けて感覺を生ぜしむる道具なれば、適度にこれを使用せざるべからず。

一たびその故障を起さば、正確なる感覺を生ぜしむること能はずして、教育上又生活上大なる不便を來すべし。

されば、感覺機關は、その過度の刺戟及び使用を避け、常に健全の状態にあらしむべし。特に、眼は故障を起し易きものなれば、最も注意するを要す。されば、父母及び教師は、感覺機關の生理及び衛生の一と通は心得居りて、兒童に接して、その養護を誤らざること肝要なり。

(二) 感覺機關の練習 感覺機關は、獨り健全にして、外界の刺戟を感受するに、不都合なきのみならず、又正確にこれを感じせざるべからず。これ、その練習の必要なる所以なり。健全にして且正確なる作用をなすに堪ふる感覺機關を有することは、教育されたる者の一特色なり。

感覺機關の練習

されば、教育者は日常生活に於て、適當なる機會を捕へ、兒童をして、早くより、感覺機關を實物につきて練習せしむることを怠るべからず。例へば、博物の如き天然の觀察は、視覺の練習に由り、言語・音樂は、聽覺と筋覺との練習に由り、書き方・圖畫・裁縫・手工等の技能は、視覺と筋覺との練習に由りて、出來得るものなり。

多方面の感覺

(三) 多方面の感覺 外物を直觀せしむるに當りては、種々の覺官に訴へて、その物の主要なる性質を、なるべく洩れなく感覺せしむべし。而して、これらの性質を總合すれば、その物の正確なる知識得らるゝなり。

外物の知識

(四) 外物の知識 は、その符號たる言語に由らずして、先づ、實物につき、覺官に訴へて、直接にこれを得しむるを要す。これを直觀教授といふ。直觀教授は、少時に於て特に必

直觀教授

要なり。

言語と直觀

(五) 言語の正しき意義 は、直觀に由りて得たる知識を基とするものなれば、少時より、事物を正確に觀察するの習慣を養ふべし。故に、一般に、直觀教授は言語教授に先だたざるべからず。

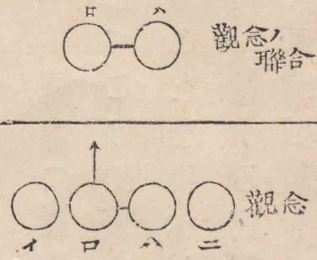
第十章 觀念

觀念 表象

一 觀念の性質 目前にある鉛筆を見るは、知覺なり。而して、この鉛筆を取り去るとも、なほその姿を、心中に現出することを得べし。これを觀念(又は表象)といふ。即ち觀念は實物に對する寫眞の如きものなり。吾人の實地見聞せることは、その當時こそ知覺なれ、時を過ぐれば、みな觀念となりて、腦中に貯へらるゝものなり。而して、これらの觀念は、適

觀念の再現

聯想



當の機會に遭はば、再び意識に現れ出づるを得べし。これを**觀念の再現**といふ。觀念の再現は、觀念聯合の法則に従ひて出來るを常とす。

二 觀念聯合の法則 觀念の聯合(聯想)とは、ある觀念が意識に現るゝとき、これと關係ある他の觀念も、これに伴ひて現るゝことをいふ。觀念聯合の法則に二あり。接

近律及び類似律、これなり。

接近律

一 接近律 時又は場所の接近(時間の接近)して起れる事物は、觀念となりても、亦相伴ひて意識に上るを常とす。而して、時間の接近に二種あり。同時に起れるものと、前後して起れるものと、これなり。前者の聯合を同時聯合とい

ひ、後者を繼續聯合といふ。

例へば、鑿といへば槌、鬼に金棒、義經に辨慶、火事に半鐘の如きは、同時聯合にして、午砲と食事、電光と雷鳴、大雨と洪水の如きは、繼續聯合なり。而して、目と鼻、住家と井戸、兵營と練兵場、三保の松原と富士の如きは、場所の接近より起る聯合なり。

類似律

二 類似律 類似の性質を有する觀念は、互に聯合して意識に上るを常とす。雪の上の犬の足跡を見て、梅の花を想ひ、散る櫻の花を見て、雪を想ひ、富士山を見て、白扇を想ふが如き、これなり。

又大小、黑白、善悪、美醜等の如き、反對せる觀念は、互に聯合するの傾あり。これを**反對律**といふ。反對律は、類似律の特別なる一種と見ることを得べし。

第十一章 記憶

一 記憶の性質 曾て経験したる事物の觀念が意識の上に再現せられ、且その觀念に曾て自ら経験せりとの覺えの伴へるときは、これを記憶といふ。例へば、去年の運動會の記憶とは、その運動會の觀念に、去年かゝる事に出遇へりとの覺えの伴へるものなり。

記憶の方法

記憶の方法には、三種あり。器械的、理解的及び工夫的記憶、これなり。

一 器械的記憶 理由もなく、連絡もなく、唯覺え置くをいふ。言語・文字・人名・地名・年月などを記憶するが如き、これなり。

二 理解的記憶 理由又は筋道をたどり、事柄の意味を理解して覺え置くをいふ。數學の解き方、理科の法則を記憶

するが如き、これなり。

三 工夫的記憶 觀念を聯合せしむるに、工夫を加へて、覺え置くをいふ。富士山の高さの「二・三・六・五」尺を「十二月三百六十五日」として覺え、年中の「小の月・二・四・六・九・十一月を「西向く土」として覺えおくが如き、これなり。

以上の三種の記憶法は、何れもその用あるが故に、適當に練習し置くを要す。然れども、なるべくは、理解的記憶をなすやう努むべし。記憶の反對を忘却といふ。

二 教育上の注意 幼時より経験せること、又勉強辛苦して學習せることを、我が物として所有し、使用し得るは、畢竟記憶あればなり。又精神上の發達も、過去の記憶を基として、出来るものなれば、記憶力の養成は、教育上甚だ大切なることなり。

記憶力の養成

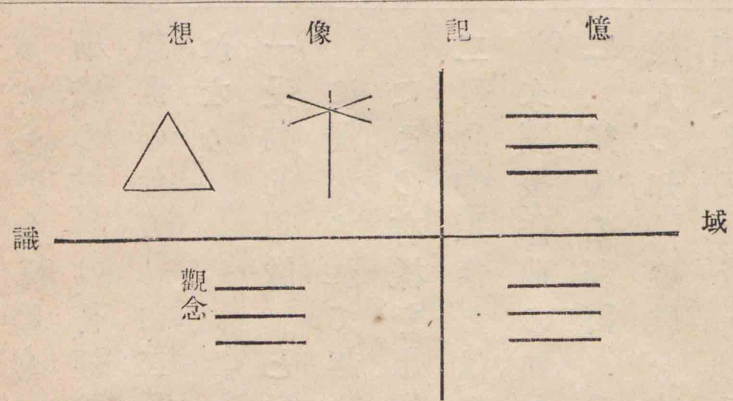
記憶と年齢

忘却

- 一 記憶力の養成 につきては左の諸件に注意すべし。
 - (一) 記憶せしめんとする事項を、明確に會得せしむること。
 - (二) 興味あらしめ、印象を強からしむること。
 - (三) 既知の觀念と適當に聯合せしむること。
 - (四) 反覆練習せしむること。
 - (五) 營養を良くし、身體、特に腦髓を健全にすること。
- 二 記憶と年齢 記憶は、少時に於て、最も良きものなれば、教育を受くるの時期に於て、十分勉強して、學習し置くべきなり(第三章第二節參看)。
- 三 忘却 何事をも、すべて忘却するは、不可なれども、不用なることを忘却し行くは、精神の負擔を輕減し、却りて必要なる事項の記憶を助くるものなり。

第十二章 想像

記憶と想像



一 想像の性質 想像とは、經驗に由りて得たる事物の觀念に屬する性質を分解し、これを種々に取捨結合して、新しき觀念を構成する心の作用をいふ。例へば、未だ見しことなき都のさまを、人の話又は書物などによりて、心中に書き出し、或は猿の頭、虎の胴、蛇の尾を結合して、鶴といふ怪物を、心中に作り出すが如き、これなり。記憶は觀念の再現なれども、想像は觀念の形を變へて現るゝの相違あり。想像にて構

想像の仕方

成せられたる觀念は、これに相當する實物なきことあるも、構成の材料は、皆經驗より來れるものなり。

想像の仕方 に二種あり。受動的想像及び發動的想像、これなり。

一 **受動的想像** とは、想像を起すべき原因、外にありて、それに促がされて起す想像をいふ。孝女の話を聞いて、心中にその有様を想像するが如き、これなり(受け身の想像)。

二 **發動的想像** とは、自ら工夫して作り出す想像をいふ。作文・圖按・作曲の如き、これなり(働きかけの想像)。

想像の利

二 **想像の利害** 受動的想像は、説話・讀書等によりて、廣く他人の知識・經驗を收得せしめ、發動的想像は、科學・文學・美術・工藝、その他あらゆる方面に於て、新しきものを考へ出し、作り出さしむ。又想像は、缺陷ある實際の生活をもよく美化

想像の害

するものなり。故に、想像は、生活上及び進歩上甚だ大切なるものなり。されど、想像はその仕方を誤れば、人を邪道に導き、墮落せしむることなきにあらず。特に年少の時は、想像活潑なるを以て、空想を畫きてこれを追ひ、失望・自棄に陥ることあり。されば、教育者はよく注意して、想像の指導をなすこと肝要なり。

想像の練習

三 **教育上の注意** 想像の練習につきて、教育上注意すべき要件左の如し。

(一) 少時より、實物の觀察に由り又説話・讀書等に由りて、正確にして、豊富なる想像の材料を收得せしむべし。

(二) 兒童の精神發達の程度に應じて、童話・物語・繪畫・製作品・學科等につきて、想像練習上の模範たるものを教示し、兒童をして、興味を以て想像を働かしむべし。

- (三) 不良不潔なる想像を誘起するが如き事物を遠ざけ、善良なる想像を起さしむるやうすべし。
- (四) 幼時の想像は、主として受動的なれば、漸次これを導きて、發動的たらしむべし。
- (五) 想像を働かしむるときは、なるべく結末を着けしむべし。

第十三章 概念

一 概念の性質 一匹の黒馬を見て後、心に残れるその姿(像心)は、これをその馬の概念といふ。然るに、多くの馬を見て、これを比較し、その何れにも共通なる性質のみを抜き出して、一つに纏むれば、何れの馬にも當て籍まる觀念を得べし。これを馬の概念といふ。されば概念とは、或種類に屬するすべての物に共通なる觀念なり。人・馬・學校・海・健康等は概

念の例なり。

比較
抽象
概括

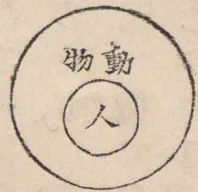
命名

二 概念の形成 概念を作るには、三つの手續あり。比較・抽象・概括、これなり。馬の例にてこれをいへば、多くの馬を較べ合はすは比較、その共通なる性質を抜き出すは抽象、これを一つに纏むるは概括なり。概念の形成は、またこれを概括作用ともいふ。かくて作られたる概念には、その符牒たる名稱を與ふ。文法に所謂普通名詞は、概念を表せるものなり。概念には、有形と無形のものに關する二種あり。

三 概念の内包及び外延 概念の含める性質の總計を、概念の内包(内容・深さ・含み)といひ、概念の當て籍まるものの範圍を、外延(廣がり)といふ。今、人と動物なる二概念を比較するに、人は動物の一部分なるが故に、人なる概念の外延は、動物のそれよりも小し。然るに、人は動物たる上に、陶冶性又は優れたる

概念の内包
と外延との
関係

精神といふが如き性質を有するが故に、人なる概念の内包は、動物のそれよりも多し。即ち、概念の内包の多少と、外延の大小とは、反對に増減するものなり。



概念ノ外延



概念ノ内包

四 教育上の注意
た だ馬といへば、一々馬を

名ざさずとも、すべての馬を言ひ表すが如く、概念は、種々雑多の事物を、その類似に由りて分類し、一と纏めとして言ひ表すが故に、思想上又交通上、甚だ便利なるものなり。兒童に概念を形成せしむるには、左の諸件に注意するを要す。
(一) 先づ、概念の内包を一々明確ならしめ、然る後之を總括し、これが名稱を與ふべし。

(二) 概念の形成は、有形より無形、簡單より複雑のものに及ぶべし。

(三) 初は、概念の内包を授け、兒童の學力の進むに連れて、漸次自らこれを發見して、概念を形成せしむべし。

(四) 概念の内包を検査し、修正するため、兒童と問答し、又は、その説明もしくは定義を下さしむべし。

第十四章 斷定

一 斷定の性質 斷定(判斷)とは、二つの觀念又は概念の間の一一致、不一致の關係を認むる心の作用をいふ。例へば、正成は忠臣なり、二致肯定、鯨は魚にあらず、不一致否定の如き、これなり。

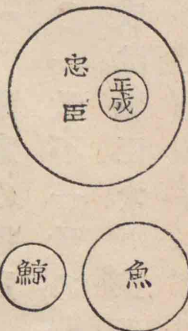
斷定を言語に表せるものを、文法にては文章といひ、論理學

文章

命題
名辭
主辭 賓辭

にては命題といふ。而して、命題を構成せる觀念又は概念

を、名辭といひ、命題の主となる名辭を、主辭といひ、その賓となるものを、賓辭といふ。



命題 (主辭) 植物は生物なり (賓辭)

二 教育上の注意 孤立せる觀念又は概念は、断定の作用

に由りて、相互の關係をつけ、こゝに初めて、一の纏まれる思想を言ひ表すこととなるなり。而して、その關係のつけ方如何に由りて、断定は眞ともなり、偽ともなるものなれば、正確なる断定をなすやう、少時より練習せざるべからず。これにつきて注意すべき要件、左の如し。

(一) 断定の要素たるべき觀念又は概念の意義を、明確ならしむべし。

断定の眞偽

(二) 幼時は、他人の断定に依頼するものなれども、長ずるに従ひ、漸次自ら断定するやう、練習せしむべし。問答はその良き方法なり。

(三) 断定の根據につきて審思し、輕卒の断定を下さざるやう、練習せしむべし。

(四) 断定は慎重になすべきも、優柔不斷に陥るべからず。

(五) 断定の結果は、正確簡明に言ひ表はさしむべし。定義はその模範なり。

第十五章 推理

一 推理の性質及び種類 推理とは、與へられたる断定より、新らしき断定を推測する心の作用をいふ。推理には、演繹と歸納の二法あり。

演繹法

一演繹法 例へば「魚は動物なり」「鯉は魚なり」といへる、與へられたる二つの断定より、故に「鯉は動物なり」と推測するが如きをいふ。

前提

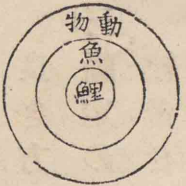
結論

大前提

小前提

推論式
三段論法

論理學にては、この前の二つの断定を前提といひ、第三の断定を結論といふ。結論の賓辭を有する前提を、大前提といひ、その主辭を有する前提を、小前提といふ。而して、左の如く、この推理を言ひ表す式を、推論式又は三段論法と名づく。



魚は動物なり……………大前提
 鯉は魚なり……………小前提(演繹法)
 故に鯉は動物なり……………結論

然れども、吾人が日常推理をなすには、かゝる正式を踏むこと、甚だ稀にして、略式に依るを常とす。例へば、大前提を略

して。

慈悲は善事なるが故に行ふべしとふが如し。

歸納法

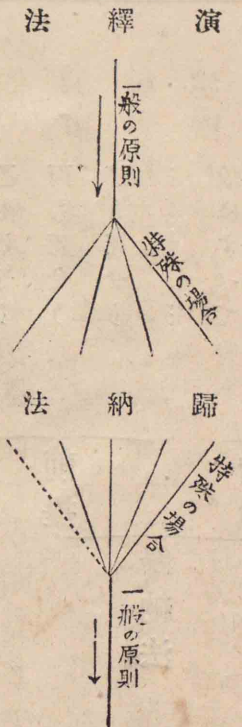
二歸納法 例へば、「甲は死せり」「乙も死せり」「丙も死せり」「丁も死せり」……の二つ以上の断定(前提)より、故にすべての人は死するものなり」と結論するが如きをいふ。

甲は死せり
 乙も死せり
 丙も死せり
 丁も死せり
 ……………
 故にすべての人は死すべきものなり

前提
 歸納法
 結論

かくの如く、演繹法は、一般の法則を、特殊の場合に應用する

推理の法にして、歸納法はその反對に、多くの特殊の場合(個々の事實)より總合して、一般の法則を推測する法なり。



概括斷定及び推理の作用を總稱して、思考といひ、思考の法則及び方法を研究する學を、論理學といふ。思考は、人性に固有なる悟性及び理性の作用なり。その中、悟性は、事物の性質及び關係を、ありのままに知る精神作用をいひ、理性は、事物の實際以上に、かくあるべきこと(理想)を考ふる精神作用を云ふ。

思考
論理學
悟性
理性
推理の作用

二 教育上の注意 すべて事物の原理、法則の發見及びその應用は、推理の賜物に外ならず。日常の生活に於ても推理の作用に待つこと、甚だ多し。推理の作用は、早くより現

幼時の推理

るゝものなり。例へば、幼兒が「坊は良い子だから、いたづらをお止め」といはれて、止めるは、幼兒が自ら略式の演繹を行へる結果にして、又その一二の知らぬ人に對せる恐怖の經驗によりて、すべての知らぬ人を恐るゝが如きは、少數の場合より、一般の結論をなせるに外ならず。されば、幼時より、推理の練習には注意せざるべからず。

- (一) 兒童の日常の經驗より、推理の材料及び機會を捕へ、初は他人の指導に由り、後には自發的に、兒童をして推理の練習をなさしむべし。
- (二) 兒童が事物につきて、よくその理由を問ふは、知識慾の發現にして、好きことなれば、その理解力の許す限りに於て、なるべく説明を與ふべし。
- (三) 兒童は「鳥には翼あり、蝙蝠にも翼あり、故に蝙蝠は鳥なり」

三の如き、或は黒き鶏を見て、すべての鶏は黒きものなりと思ふが如き、過誤の推論をなし易きものなれば、かゝる場合には良くこれを正し、又兒童をして、廣く正確なる觀察をなさしめ、なるべく材料の不十分より來る推理の過誤を避けしむべし。

(四) 少時より、十分の根據によりて、慎重に推理する習慣を養ふべし。

(五) 數學、理科、修身等、學校の教科は、推理を行ふべき場合少なからざれば、これをその練習に利用すべし。

第十六章 言語

一 言語の性質 觀念、概念、斷定、推理の如きは、元來皆内心の現象に外ならず。それ自らは、唯これを經驗せる本人に

言語

のみ覺えあるにて、他人の得て伺ひ知る能はざるものなり。然るに、こゝに、自己の斯る經驗を、他人に知らしめ、又他人の經驗をも知り得る手段あり。これを言語といふ。言語は各の精神現象を代表して、思想交換の媒介をなすものなり。されば、言語は謂はば精神界の貨幣なり。精神現象の混亂消滅を防ぎて、これを記憶に留めしむる印形なりといふべし。

言語と精神との關係

言語は、精神現象の符牒なれば、精神の發達するに連れて、言語も發達し、又その反對に、言語は精神作用を助けて、その發達を促すものなり。かくの如く、言語と精神作用とは親密なる關係あるものなり。言語に由りて、よく精神の微妙なる現象を發表する能を與ふることは、國語教授の目的なり。

二 教育上の注意

- (一) 言語の發音は模倣に由るものなれば、兒童をしてなるべく初より、正確なる發音を、聴取せしむべし。但幼兒用の特別なる言語は、これを用ふるを妨げずと雖も、幼兒の模倣を誤れる發音を、殊更大人の模倣するは宜しからず。
- (二) 他人の言語を聴取すると共に、自ら話す練習をなさしむべし。
- (三) 言語は、人の心情を直寫するものなれば、野鄙粗暴なる言語を避け、純正溫雅なる言語を以て、正確に話し又は書くやう、模範を示して、漸次練習せしむべし。
- (四) 字畫正しき文字を見せしめ、正しき發音と共に、正しく書く練習をなさしむべし。誤讀・誤字の多きは、今日の通弊なれば、特に注意するを要す。

感情の性質

- (五) 一般に、先づ事物の意義を説明して、然る後、これを表はす言語を授くべし。直觀を要するものは、直觀せしめ、言語を唯の空音・空字たらしむべからず。
- (六) 思想の豊富は、言語を豊富ならしむる基なれば、學校の教科に由り、又自己の學修に由りて、思想を豊富ならしむべし。

三 感情

第十七章 感情の概説

一 感情の性質及び種類 感情とは、すべて、快樂又は苦痛、(快・不快)の精神状態をいふ。例へば、美しき花を見、面白き音を聞き、困難なる業を卒へたるときの如きは、愉快を感じ、

喧騒の音を聞き、仕事に悩み、友の病氣を氣遣へるとき、如きは苦痛を感じずべし。すべてこれらを感じといふ。かくの如く、感情を惹き起す原因には簡單なるものあり、複雑なるものあり。従ひて、感情をもその單・複の度合に依りて、左の如く分類す。

感情の種類

一 感應 二 情緒 三 情操
以下順次その説明をなすべし。

第十八章 感應

一 感應の性質及び種類 感應とは、感覺に伴ひて生ずる快樂又は苦痛をいふ。故に感覺の種類に應じて、これを視覺・聽覺・味覺・嗅覺・皮膚覺・筋覺及び體覺に伴ふ感應の七種に分つことを得べし。

刺戟と感應

すべて、これらの感覺機關に、適度の刺戟を與ふれば、愉快を感じ、過度の刺戟を與ふれば、苦痛を感じるものなり。例へば、適度の音・熱光等は愉快を感じ、過度のものは苦痛を感じるが如き、これなり。即ち、感應は、感覺機關が受け取りたる刺戟の、良く各機關の活動力にふさへるや否やを、吾人に示すものといふべし。

二 教育上の注意 小兒は、未だ精神發達せざるを以て、複雑なる感情を起すことなく、主として感覺に伴ふ快樂・苦痛に動かされて、生活するものなり。而して、美味を見ては、現在の快樂に動かされて暴食し、後の腹痛等を慮らざるが如きことあれば、小兒をして、感覺に伴ふ快樂(所謂肉慾)に耽らしむることなく、時には不快をも忍ばしめざるべからず。感應に關し教育上注意すべきこと、左の如し。

節制克己

- (一) 小兒を愛するの餘り、その望むまゝに、身體上の満足と與ふるが如きことなく、少時より適度の抑制を加へて、節制克己の習慣を養ふべし。こはまた、品性の修養と大なる關係あるを忘るべからず。
- (二) 感覺機關を刺戟する材料を精選し、適度にこれと與ふべし。食物につきては、強き刺戟物を禁し、初は消化し易き滋養物を、時を定めて與へ、菓子など、これを與ふるまでは、小兒の眼前に出し置かざるを良しとす。漸く長じては、粗食にも慣れしむるを要す。
- (三) 身體の活動に伴ふ快不快、即ち氣分の良否は、寛大・快活・短慮・憂鬱等、人の性質を作る要素なれば、常に身體の健全を計り、爽快なる氣分を持せしむることに注意すべし。
- (四) 小兒は、僅なる身體上の不快にも、感情を激發する傾あり。

ば、小兒は、大人に倣はず、小兒の標準に依りて取り扱ふべし。

第十九章 情緒

情緒の性質

一 情緒の性質及び種類 情緒とは、自己又は他人の利害に關して起る快樂又は苦痛をいふ。その感應と異なる所は、感應の知的要素は感覺にして、簡單なれども、情緒の知的要素は、主として觀念にして、一層複雑なるに在り。

情緒の種類

一 恐怖 恐怖は、來らんとする苦痛の豫想より起る不快不安の情にして、消極的にこれを避けんとする態度を執らしむるものなり。幼兒が、知らざる人を見て、顔を背くるが如き、これなり。

憤怒

二 憤怒 我に苦痛を與へたる者に對し、その苦痛を除き且その者に報いんとする不快の情にして、自己の力を感じしめ、積極的に攻撃の態度を執らしむるものなり。人の己を打ちたるに對し、拳を固むるが如き、これなり。而して、その力及ばずして、報復する能はず、残念に思へるときは、怨恨又は嫉妬の情となる。

喜悅

三 喜悅 我の受けたる快樂に對して起る愉快の情をいふ。小兒の褒められたるときの如き、これなり。

悲哀

四 悲哀 我の受けたる苦痛を餘念なく味ふ不快の情をいふ。小兒の母の姿の見えざるに泣くが如き、これなり。

愛情

五 愛情 我れに快樂を與ふる者に對して起る愉快の情にして、元來自利的のものなれども、發達すれば、己を損して、その愛する者のために盡すに至る。子の母を愛するが

同情

如き、これなり。愛情の反對を、憎惡の情といふ。

六 同情 知ると知らざるとに論なく、他人の苦樂を思ひやりて、自ら同様の苦樂を感じ、進んでは、自己を損して、他人のために盡さんとするをいふ。友の出世を見て喜び、或は路傍に病に悩める者を見て、苦しく感じ、勞はり扶くるが如き、これなり。而して、他人の幸福に對する同情は、その苦痛に對する同情よりも起し難きものにして、人間の修養を要する所以なり。

力に關する情緒

七 力に關する情緒 自己の力を、他人の力と比較して、自己の優勝を感じ、或は劣弱を感じ、より起る情にして、自重、名譽、傲慢、謙遜、尊敬、卑屈、自貶の情の如き、みなこれに屬す。これら各種の情緒の中にも、簡單なるものあり、複雑なるものあり。而して、簡單なる恐怖、憤怒等は、既にこれを乳兒に

情緒の發達

於て見ることを得べし。これ、かゝる自衛の情緒は、人性にその萌芽を存するを以てなり。これに反して、複雑なる愛情・同情及び力に關する情緒のときは、經驗・知識を要すること多きを以て、精神の發達を待ちて、初めて現れ來るものなり。

表情

二 情緒の表出 情緒は、獨立して存するものにあらずして、必ず身體の變化を伴ふものなり。即ち、情緒は、身體の内部には、心臟の鼓動・血流・消化・呼吸その他の生理的變化を生じ、その外部には、喜べば笑ひ、悲めば泣き、怒れば猛り、怖るれば戦くが如き變化を生ず。この身體外部の變化を、情緒の表出又は表情と名く。

情緒の表出は、小兒に於て、最もよく行はれ、由りて以て、その心狀を推測し得べきも、意志の發達するに連れて、多少これ



徒の表情

表情

かで見ることを得べし。これかゝる自衛の情緒は人性にその萌芽を存するを以てなり。これに反して、複雑なる愛情・同情及び力に關する情緒のときは、經驗・知識を要すること多きを以て、精神の發達を待ちて、初めて現れ來るものなり。

二 情緒の表出 情緒は、獨立して存するものにあらずして、必ず身體の變化を伴ふものなり。即ち、情緒は、身體の内部には、心臓の鼓動・血流・消化・呼吸その他の生理的變化を生じ、その外部には、喜ばば笑ひ、悲めば泣き、怒れば猛り、怖るれば戦くが如き變化を生ず。この身體外部の變化を、情緒の表出又は表情と名く。

情緒の表出は、小兒に於て、最もよく行はれ、由りて以て、その心狀を推測し得べきも、意志の發達するに連れて、多少これ



左の圖を見たる時の女生徒の表情



を抑制するを得るが故に、長じては、人の外貌より、その心状を推度し難きこと多し。すべて感情には、その表出あれども、情緒に於けるが如く著しからず。

三 教育上の注意 情緒は、自他の生活上至大の關係あるものなれば、教育上十分の注意を要す。

(一) 快感を與ふる情緒は、生活機能を盛ならしめ、元氣を増し、健康を進むるのみならず、その表出(例へば)は、他人にも快感を與ふるものなれば、少時より、なるべく精神を快活に持せしむべし。長じては寛厚樂天の人とならん。これに反し、不快の情緒を屢經驗すれば、心身を損ひ、偏屈悲觀の人となることあり。家庭及び學校は、よくこの點に注意せざるべからず。

(二) 愛情及び同情は、道徳上必要なるものなれば、良くこれを

養ひて、個人より漸次その範圍を擴張して國家・社會に及ぼし、且消極的に他と共に喜悲するのみならず進みて他の利を謀り、害を除くことに努力するの習慣を作出すべく、又動物を憐む情をも養ふべし。而して、これを實行せしむる方法は、長上たる者が實踐して、模範を兒童に示すに若くはなし。

(三) 情緒を動かす前に、事物の真相を明かにすべく、よくこれを見極めずして、輕卒に喜怒する等のことなきやう、少時より漸次仕付くべし。

(四) 表情の如何は、人品に關するが故に、意志を以てこれを支配する力を養ひ、適度にこれを發表すべし。兒童の如く、小事にも喜笑悲泣し、或は枯木死灰の如く、全く表情を抑壓するは、共に宜しからず。

(五) 女子は、男子よりも感情を起し易く、且感情に動かされ易きものなれば、よく思慮して、公正なる言動をなし、感情のために誤られざるやう、教育すべし。

第二十章 情操

情操の性質

情操の種類

一 情操の性質及び種類 複雑なる知的要素を含み、最も發達せる感情を情操といふ。情操には種々あれども、これを大別すれば、知的・道德的及び美的情操(即ち眞・善・美に關する情操)の三種となる。

一 知的情操 眞偽に對して起る快・不快をいふ。眞理を學び、或はこれを發見せる愉快・虚偽・無學・疑惑の苦痛の如き、これなり。知的情操は、自己又は他人の利害と關係なく、唯眞偽そのものに對して起るものなり。

好奇心

人には、生來好奇心なるものありて、個々の事物につきて知らんことを欲するものなり。而して、好奇心満足せらるれば、愉快を感じ、然らざれば、苦痛を感じ。これ知的情操の萌芽なり。それより進みて、複雑なる事物の性質、關係法則等を、深く且系統的に知り究めんと努むるに至らば、好奇心は進みて知識慾となり、知的情操もまた複雑高尚となる。

知識慾

二 道德的情操 善惡に對して起る快不快をいふ。この情操は、自己又は他人の心術・行爲に關するものなれば、またこれを實踐的情操ともいふ。而して、善惡の判斷をなし、且その制裁を行ふ心の作用を、良心といふ。良心の命令は、人に義務の感を與へ、その制裁より來る快不快良心の賞讃・満足・足叱責・悔恨等は、一種の強き影響を、人に及ぼすものなり。

良心

三 美的情操 美醜に對して起る快不快をいふ。この情操もまた、知的情操の如く、實用を放れて、唯美醜そのものに對して起るものなり。

純美

一 純美 純美の感を起すものには、天然物と人造物とあり。花鳥風月の如きは、前者に屬し、文學・美術は後者に屬す。美には、色・形・音聲等の、視覺及び聽覺に關する形式の美と、その宿せる思想、即ち實質の美とあり。醜は美の反對なり。美の特色は實用を放れて、それ自らを賞翫する點にあり。

純美の外、崇高滑稽及び悲哀の美感なるものあり。廣き意味にては、これらをも、美的情操の中に加ふ。
二 崇高 とは、晴夜星空を眺め、高山の頂より下界を瞰下し、寄せ來る大浪を迎へ、偉人の壯烈なる事業を嘆賞す

崇高

滑稽

るが如く、すべて雄壯偉大なるものに對して起る一種の感をいふ。

三滑稽とは、大人が子供のさまをなし、社衿を着て井戸を淘ふるが如き、重大ならざる矛盾不釣合より起るをかしみの感にして、通例笑を伴ふものなり。

悲哀の美感

四悲哀の美感とは、演劇を見、物語などを聞きて、哀れを感じ、悲しみの情を弄ぶをいふ。

二 教育上の注意 情操は、人類にのみ見るべき、最も發達せる感情なれども、自然に放任すれば、十分の發達を見ずして、人は粗野下品なるものとして終らん。これ、その養成の必要なる所以なり。

一 知的情操につきては、單に知識を兒童に授くるに止らず、その好奇心、知識慾を適度に刺戟し、事物の觀察・研究の機

會を與へ、その發問に對しては、相當の解答を與へ、以て自ら知識を尋求するの快感を味はしむべし。約言すれば、知識に對する興味を養ふことを努むべし。

(二) 道徳的情操は、良心の作用に由りて起るものなれば、これを養ふには、先づ健全なる良心の發達に努むべし。即ち、少時より成るべく善良なる境遇に兒童を置き、良く訓諭教導し、實例につきて善惡の判斷をなさしめ、又模範を示してその實行を促すべし。特に交友・讀み物に注意し、その有害なるものを遠ざけ、有益なるものに親ましむべし。

(三) 美的情操につきては、住居・庭園等、兒童の周圍をなるべく雅美ならしめ、動植物・山水等の自然の美及び音樂・繪畫・彫刻等、人爲の美(美術)になるべく屢接せしめ、偉人の事蹟をも説き、また文學の傑作をも味はしめ、以て、純美・崇高等の

美術

美的趣味

情操を養ふべし。言語舉止も、また美として見るべきものなれば、常に注意して、その優美温雅ならんことを努むべし。
美的趣味は、人生に餘裕を與へ、人品を高尙ならしむるものなり。然れども、ために華奢贅澤に陥るが如きことあるべからず。

四 意志

第二十一章 意志の概説

一 意志の性質 美しき菊の咲けるを見て、これを得んと欲し、數枝を手折ることもあり、或は月のよきに、郊外の散歩は面白けれども、風邪の募るを厭ひて、見合はずともある

意志の特性

べし。かくの如く、或は欲し、或は厭ひ、或は行ひ、或は行はざる心の作用を意志といふ。
外界の刺戟を受けて、物事を知る作用(知的作用)も、快不快を感じずる作用(感情)も、心は等しく受け身となりて働けども、意志のみは内心より外界に向ひて働きかくるものなり。例へば、唯怒れる間は、一種の不快を感じずるのみなれども、一たび手を舉げて、相手を打たば、これ意志の働けるなり。
意志はその發達の程度に従ひて衝動、欲望、意志(義)の三つに分つ。

第二十二章 衝動

衝動の性質

一 衝動の性質及び種類 衝動とは、心身自然の要求に由りて起る盲目的努力なり。例へば、幼兒が飢渴を感じて號

泣し、又絶えず肢體を動かすが如き、これなり。而して、その現在の状態に安んぜずして、更に他の状態に轉移せんとする努力たることは、みな一なり。

本能

衝動は、かくの如く盲目的努力なれども、その努力の結果が初より一定の目的を有して、これを遂行したるが如く、思はるゝものあり。これを**本能**といふ。鳥、蜂などの巢を營み、蠶の繭を作り、嬰兒の哺乳するが如き、これなり。

衝動の種類

衝動の種類 衝動は、心身自然の要求より起るものなれば、その種類多しと雖も、その主要なるものは、**營養の衝動**・**運動の衝動**・**模擬の衝動**・**社交の衝動**・**知識の衝動**・**好奇心**・**本能**等なり。

二 教育上の注意 衝動は、心身發達の基となるものなれば、なるべくこれを満足せしむべきも、また適當なる指導を

なさざるべからず。即ち、**營養の衝動**は適度にこれを満たすと共に、**規律と節制の習慣**を養ひ、**運動の衝動**には、**良好なる遊戯・作業等**を行はしめ、**模擬の衝動**には、**言語・動作等**、**良き模範**を示して、これに倣はしめ、**社交の衝動**には、**良き友**を選び、自ら**禮儀に慣れしめ**、**知識の衝動**には、**良き材料**を與へて、**學習の念**を起さしむべし。

第二十三章 欲望

欲望の性質

一 欲望の性質及び種類 欲望とは、**快樂を求め**、**苦痛を避**けんとする目的ある努力なり。衝動は**盲目的努力**にして、**明瞭なる目的の觀念**を有せざれども、**欲望**はこれを有するの相違あり。然れども、**欲望**は、**唯願ふのみ**にして、**なほ手段の觀念**なく、**従ひて實行の運びに達せざるもの**とす。

欲望の種類

欲望は、人々に由りて、異なる所あれども、これを大別すれば、左の二種となる。

一 身體の欲望 飲食・運動・睡眠・休息等、身體上の快樂を得んとする欲望をいふ。

二 精神の欲望 知識・名譽・權勢・事業等、精神上的の快樂を得んとする欲望をいふ。

二 教育上の注意 欲望は、實行の段階なれば、欲望の良否は、自他の利害に大なる關係あるものなり。欲望につきて、教育上注意すべきこと、左の如し。

(一) 欲望の性質は、個人の境遇及び經驗に由りて定まるものなれば、少時よりなるべく善良なる境遇に兒童を置き、良き經驗を與へて、上品なる欲望を起さしむべし。

(二) 生活上必要なる欲望は、適度にこれを満足せしむべきも

有害なるものは、これを抑制すべし。

(三) 欲望は、増長し易きを以て、過度・贅澤に走らんとするものは、これを抑制すべし。

(四) 欲望は、これを反覆實行すれば、遂に嗜好(癖)を生ずるものなれば、よく欲望の性質に注意して、良き嗜好を作り、惡しき嗜好を作らざるやうすべし。

(五) 子供には、子供らしき欲望を起さしめ、大人を羨み、不平を懷くことなきやうすべし。

(六) 欲望の選擇及び抑制は、初は他人の力に依るべきも、漸次識見を養ひ、鍛鍊を積み、自らこれを行ふやうすべし。

第二十四章 意志及び品性

意志の性質

一 意志の性質 快樂又は苦痛を與へたる種々の經驗を

嗜好

思慮
決斷

動機
意志
行爲

得るに従ひ、欲望にも、また種々のもの出て来るべし。然れども、これらの欲望は、悉くこれを満足せしむること能はざるを以て、その中満足せしむべきものを撰擇せざるべからず。即ち各の欲望を満たす手段、その與ふる快樂及び後の影響等を考へざるべからず。これを思慮といふ。思慮の結果、彼れを捨て、此れを選ぶに決することを、決斷といふ。決斷に由りて選ばれたる欲望は、實行に現さるゝに至る。欲望を實行すべく決するに與れる意識的要素、欲望の選擇、決斷を動機といふ。動機に次ぎて来るものは實行なり。意志(狭義)とは、かく思慮し、決斷し、實行する心の作用をいふなり。意志を以て爲す動作を行爲といふ。

二 教育上の注意 意志は、人の行爲を支配し、自他に大なる影響を及ぼすものなれば、意志の教育には最も重きを置

かざるべからず。

(一) 少時は、外界の誘惑を受け易く、且目前の快樂又は苦痛のために支配せられ、欲望を満たせる後の影響等につきて十分考へず。従ひて害を貽すことあれば、よくこれを指導して、實行に先ちて、廣く前後自他の事情を考へ、感情に走らず、輕卒に失せず、審思熟慮する習慣を、漸次養ふべし。然れども、爲に、優柔不斷に流るゝことなく、臨機即妙の決斷措置に出づる練習をもなさしむべし。

(二) 一たび決斷したる事は、堅くこれを行ふ習慣を養ふべし。これを意志の強固といふ。然れども頑固にして、非をも改めざるが如きことなく、又他人の助言・意見をも敬聽して、決斷の參考となすべし。

(三) 複雑なる思慮を續け、困難なる實行を果たすには、忍耐持

意志の強固

久を要するが故に、心身を健全にし、常にその元氣を養ひおくべし。心身の衰弱は、短氣意思の動搖、仕事の中絶等を來し易し。

(四) 道徳上の説話模範問題等を與へて、意志の練習發達に資すべし。

(五) 意志は、知識・感情の發達と相待ちて、發達するものなれば、兩者の教育を忽にすべからず。

(六) 意志の發達には、初は多く他人の指導を要すれども、經驗知識の増すに従ひ、漸次その干涉を減じ、自ら思慮決斷し、責任を負ひて行爲するやう仕向くべし。

(七) 女兒は、男兒よりも感情強く、意志薄弱となり易き傾あれば、教育上この點に注意すべし。

三 品性の陶冶 品性とは、意志が、一定の道徳的主義に據

責任

品性

りて作用する習慣性を得たるものをいふ。小兒に在りては意志なほ動搖して、矛盾する行爲に出づること少なからざれども、一定の道徳的主義に據りて鍛鍊せらるゝときは、遂に意志の作用に、一定の習慣を生じて、前後一貫せる行爲をなすに至る。こゝに於て、品性は成立せるなり。

人は品性を具ふれば、終始矛盾なくして、統一ある行爲をなすに至る。是に於て、人は始めて人格を具へたるものとなる。而して、品性の理想は、意志の習慣が、恰も天性の如くなりて、行爲が自ら道徳の矩を躰えざるに至るにあり。

品性は、人としての價値を定むる標準となるものなれば、品性の陶冶は、教育の主目的なり。品性陶冶の方法は、意志の教育につきて述べたる要件を、撓まず實行して、十分その効果を見るに至らしむるにあり。中にも、教育者は、自ら品性

人格

品性の理想

性教育者の品

を具へて、模範を兒童に示すことを怠るべからず。

五 結論

第二十五章 心身の關係

身體の精神に及ぼす影響

一 身體の精神に及ぼす影響 古語にも、健心は健身に宿るといへるが如く、身體健康なれば、氣分爽快にして、精神の活動盛なれども、身體病めば、氣分悪しく、苦痛を覺え、精神の活動もまた減ず。感覺機關に故障あれば、正確なる直觀をなす能はず、從ひて觀念、概念もまた不完全なるを免れず。又身體の健否は、記憶の良否、感情の順不順の原因となり、身體の自由に働くと否とは、意志の發達に關する等、如何なる精神作用も、身體の影響を蒙らざるはなし。就中、神經系統特に腦髓は、精神と最も密なる關係あるものとす。

精神の身體に及ぼす影響

二 精神の身體に及ぼす影響 身體は精神の道具なれば、精神に使役せられて、身體が變化を來すは云ふまでもなし。一般に、愉快は身體の活動を盛にして、健康を増進し、苦痛はその反對に作用す。例へば、喜あれば、顔色輝き、笑を催し、食欲も進み、或は手の舞ひ、足の踏むを知らざるに至ることあり。これに反し、悲あれば、顔色蒼白となり、食欲減退し、時には卒倒することあり。又常に快活なる人は、身體健かに憂鬱なる人は、不健康なる等、數ふるに違あらず。

三 教育上の注意 かくの如く、精神と身體とは、互に極めて密なる關係あるものなれば、その一方の健全なる活動及び發達を計らんには、同時に他方のそれにも注意すべく、決して一方に偏することあるべからず。

第二十六章 年齢と心身発達との關係

一 心身の発達 身體と精神とは、生まるゝより死するまで、徐ろに變り行くものなり。中にも、教育の時期は、その發達の途中にあるものなれば、その變化特に著しきものとす

(第三章
參看)

乳兒期

一 乳兒期 是、身體軟弱にして、病に犯され易きも、成長迅速にして、その終り頃には、起ち得るに至り、手の働も少しく自由となる。この期には衝動的運動多し。精神の方は、感覺主として働き、知覺もまた作用を始む。感情は、多くは感覺より來り、欲望もまたこれに關して起る。

幼兒期

二 幼兒期 に於ては、身體なほ弱けれども、よく運動し、手足の使用漸く自由なり。從ひて遊戯を好み、模倣を好むとす

兒童期

直觀の作用盛にして、多くの新しき觀念を得、記憶想像、判斷、推理もその作用を始め、又日常の言語を覺えて、大に精神の發達を助く。情緒及び身體上の欲望共に盛にして、自制の力なほ弱し。

三 兒童期 身體漸く發育して、體力も稍強く、一層活潑なる運動に適す。この期の終又は次期の始頃には、身體に著しき變化を起して、男女の特徴を呈するに至る。

精神もまた發達を續け、特にこの期の後半は、記憶力最も強く、知識の收穫多き時なり。されど、思考作用は、なほ發達せず。情緒なほ盛にして、身體上の欲望また強し。精神上の欲望も漸く現るれど、意志は未だ發達せず。この時期より、學校教育を始むるに適す。

青年期

四 青年期 に入れば、身體著しく發達し、且益、男女の特徴を

現はして、終に成人となる。従ひて體力強く、各種の作業に堪ふ。精神の方は、想像甚だ盛にして、空想に陥り易く、思考作用漸く發達して、推理議論を好み、情緒強けれども、情操の發動をも見るに至る。欲望は、身體上の欲望と共に、精神上の欲望盛となり、競争心、名譽心強く、意志も漸く固まらんとす。

二 教育上の注意

かくの如く、教育の各時期に於て、身體並に精神は變り行くものなれば、教育者は、よくその變化に注意して、適當なる處置を施さるべからず。特に青年期は、心身の激變を起し、且や、もすれば、生意氣となり、懷疑に陥り、又種々の誘惑に出逢ひて、一生を誤り易き時なれば、教育者の最も注意を要するものとす。

第二十七章 個性

先天的
後天的

一 個性及びその要素 個性とは、各個人の精神の特性をいふ。人は各その面貌を異にせるが如く、個性もまた異なる所あり。個性を生ずる要素には、生れながらに存せるものと(先天的)、生れて後に得るもの(後天的)とあり。その先天的要素には、氣質、天賦、男女の性の三あり。後天的要素には、境遇及び教育の二あり。

二 氣質 氣質とは、精神の働き方の強弱遲速に關する個人の特性をいふ。通例氣質を分ちて、左の四種とす。

一 多血質 多血質の人は、精神の働速にして弱し。故に外物のために心を動かされ易く、深く思慮せずして、直に行動する傾あり。されば、この質の人は、教育如何に由りて

は、敏活にして、よく行き届く人ともなり、又輕卒にして、忍耐に乏しき人ともなる(浮性)。

二 神經質 神經質の人は、精神の働遅くして強し。故に深く考へ、容易に決斷せず。されど、一たび決すれば、動かしがたし。この質の人は、着實にして、綿密の人ともなり、又憂鬱にして、優柔不斷の人ともなる(鬱性)。

三 膽汁質 膽汁質の人は、精神の働速かにして強し。故に物事に感動しやすく、しかも意志強固なり。されば、熱心勇敢、忍耐の人ともなり、また傲慢剛情、無謀の人ともなる(熱性)。

四 粘液質 粘液質の人は、精神の働遅くして弱し。従つて思慮、舉動共に緩漫にして、且物事に動かされ難し。されば、誠實、沈著の人ともなり、又冷淡不活潑の人ともなる(冷

性)。

されど同一人にて、年齢によりて、氣質の變化する傾あり。概して未成熟期は、多血質若しくは神經質、成熟期は膽汁質、老年期

弱	強	遅	速
粘液質	神經質	膽汁質	多血質

は粘液質となる。

三 天賦 天賦とは、個人に特殊なる先天的の才をいふ。例へば、生來記憶力の強き人あり、數學、文章又は技藝に巧なる人あるが如き、これなり。才はその優劣の度によりて、これを劣才、凡才、秀才(天才)の三種に分つことを得べし。而して、その各にも、また種々の度合あり。

四 男女 男女の身體は、外形、内部の構造、筋肉、脂肪、血液の割合等より、微細の點に至るまで、相違あるものなり。従ひてその影響は、また精神に現れて、その著しき相違あるを見

男女の特色

る。

男子の精神作用は、發動的・進取的の傾あるに反し、女子のは、受動的・保守的の傾あり。男子の想像及び思考は、一層抽象的・獨創的にして、發明・發見に適し、女子のは、一層具體的・模倣的にして、實際に行ふに適す。男子は意志強く、女子は感情強し。男子の氣質は、膽汁質・粘液質の方にして、女子のは多血質・神經質の方なり。

女子の精神作用は、男子よりも早く、從ひて言語もまた早し。筋肉も、女子は、男子より力弱けれど、運動早し。即ち、その力の弱さは、運動の早さを以て補はるゝなり。又女子は、男子よりも心身の疲勞・恢復共に早く、疾病・負傷の恢復もまた概ね早し。女子は、境遇に適應すること、容易にして且早く、苦

痛の打撃も、男子の如く著しからず。睡眠・飲食・空氣の分量も、女子の方少なくして濟み、且よく不足に堪ふ。

要するに、女子は一般に生活するに都合よく造られ、從ひて女子の方長壽多し。男女の特色は、成熟の後に於て、最も著しく現るゝものなり。

以上の氣質・天賦及び男女の性は、個性を作る先天的要素なり。而して、その後天的要素には、境遇・教育の二あり。

境遇

五 境遇及び教育 父母の性質・職業・家庭の狀況・社會の風俗・朋友の善惡、その生活する天然の有様等、すべて個人の境遇を形作れるものは、個性を作るに、大なる影響を與ふるものなり。又教育のこれに及ぼす影響の大なることは、既に述べたれば、これを略す(第二章參看)。

教育

六 教育上の注意 個性を作れる先天的要素は、教育又は

境遇の力を以て、全くこれを變化すること能はず。されども、ある度までは、これに影響することを得べし(第三章)。故に、教育者は、精密なる觀察に由りて、良く兒童の個性を鑑別し、早くより、その助長若しくは矯正につきて、適當の措置を取らざるべからず。特に、男女の性と天賦とは、將來の職業・任務と、大なる關係あるを以て、よくその性に應じ、才に應じて、教育すべきなり。

要するに、教育は個性に注意して、各良き特色を具備する人を作るべきなり。

第三篇 教育

一 家庭教育

第二十八章 家庭教育の概説

家庭

家族

家庭教育の目的

體育

知育

徳育

一 家庭の意義 家庭とは、家族の生活する場所をいふ。家族とは、祖父母・父母・兒孫・僕婢などより成れる團體をいふ。家庭には、現存せる家族の外、祖先の歴史・家風・傳來物などありて、家庭に、一層の重みと、ゆかしみとを、與ふるものなり。

二 家庭教育の目的及び方法 家庭教育の目的は、男女の性に應じ、家族の一員としての資格を與へ、且教育の他の目的(第一章三節參看)に成るべく、多く役立つるに在り。而して、この目的を達するには、左の三つの方法に由る。

- 一 體育 兒童の身體の健康及び發達を圖る作用をいふ。
- 二 知育 兒童に知識・技能を授け、その精神を開發する作用をいふ。

三 徳育 兒童の品性を陶冶する作用をいふ。(道徳心を養ふ)

以上の三方法は、家庭教育のみならず、すべての教育に共通

良妻賢母
精神
修身
徳育

學校教育
目的
組織的
系統的
教育

家庭
家族
家庭教育の目的
體育
知育
徳育

なる方法なり。但家庭學校等に由りて、多少の斟酌あるのみ。又この三者は孤立するものにあらずして、互に他の作用を補助し、相提携して、教育の事業を全うすべきものなり。

三 家庭教育の時期 家庭教育は、教育の各時期(第九節)に通じて行はるゝものなり。而して、その何れの時期に於ても、家庭教育は大切なれども、就中乳兒期及び幼兒期、即ち學校教育以前の家庭教育は、教育の初にして、またその基礎となるものなれば、特に注意すべきものとす。

第二十九章 體育

一 體育の意義 體育とは兒童の身體の健康及び發達を圖る作用をいふ。兒童の身體は、未だ成熟せざるものなれば、唯その健康を維持するのみならず、進んでその發達を圖

らざるべからず。

體育を分ちて、一、營養、二、呼吸、三、運動、四、神經及び感覺機關に關するものとす。

二 營養 胃腸の健全と營養の佳良とは、身心に活力を與へ、身體の健康發達を促進し、又人を長壽ならしむるものなれば、教育上並に衛生上甚だ大切なりとす。

一 乳兒期の營養

(一) 乳兒期の營養は、哺乳に由る。就中、母乳は最も良好なる自然の營養物なり。母乳出でざるときは、年齢及び出産の月の、生母に近き乳母に由りて、授乳せしむべく、乳母なきときは、牛乳等にて養ふべし。牛乳の場合には、適度に水を混和し、漸次水を減じて、後には純乳を與ふべし。但何れの場合にも、乳はよく吟味して、良質な

授乳

排泄物

- るものに限りと與ふべし。
- (二) 哺乳の時間を正しくし、漸次その度数を少くし、分量を多くすべし。
- (三) 營養物と共に、排泄物に注意し、常に胃腸を健全ならしむべし。
- (四) 乳兒は、身體甚だ弱くして、その營養法の巧拙はその生死及び將來の發達と、大なる關係あるものなれば、最もこれに注意すべし。

二乳兒期以後の營養

- (一) 生後一年にもなりて、乳齒を有するに至れば、粥、鶏卵粉、食物、その他消化し易き滋養物を與へ、次第に哺乳の度数を減じ、一年半頃に至り、全く離乳せしむるを可とす。
- (二) 離乳後も、年齢に應じて、肉、植兩種の佳良なる食物を適

離乳

食事

- 度に與へ、漸次食物の變化を多くし、且食物に選り好みなく、普通の物は、何にても食し得る習慣を養ふべし。
- (三) 食物は十分に與ふべし。されども、大食は小食と共に有害なりとす。
- (四) 食事の時間を正しくし、濫りに間食する癖を作るべからず。且十分咀嚼し、清潔に、上品に、食事をなす習慣を養ふべし。
- (五) 食事の前後は、心身を平穩ならしむべし。

三 呼吸

- 生活には、規則正しく食物を取る必要があるが如く、連続せる呼吸亦必要なりとす。
- (一) 呼吸に要する空氣は、新鮮にして、適當の溫度を有すべく、且十分に與ふべし。小兒の呼吸作用は、成人よりも割りに盛なるが故に、その居所は割りに廣くし、且日當りを良

空氣

皮膚の衛生

くし、換氣を十分ならしむべし。
(二)常に姿勢を正しくし、胸廓を廣くして、深く呼吸する習慣を養ふべし。
肺に由る呼吸の外、皮膚の營む汗蒸發氣の排泄もまた生活に必要なりとす。

清極的
心身の清潔

(一)皮膚は常に清潔にし、氣孔の流通を良くし、且よく運動して、その排泄作用を、十分に行はしむべし。身體の清潔はまた精神の清潔と關係あるものなり。
(二)冷水摩擦・水浴等によりて皮膚の弾力を強め、寒暑に對する抵抗力を強むべし。これらを繼續して行ふことは、意志の鍛鍊ともなるものなり。

衣服

(三)衣服は常に清潔にし、皮膚の生活作用を自由ならしめ、且寒暑に對して、身體を適當に保護するものたるを要す。

四 運動 身體四肢の運動は、生理上又活動上必要なるものとす。

(一)運動の種類と時間とは、男女及び身體達發の度に應じて、斟酌すべし。幼兒の歩行は自然に任すべく、早く歩行せしめんとて、強ひて立たしむるが如きは宜しからず。

(二)身體の各部を遍く運動せしめ、その發達と運動の自由及び敏捷を得しむべし。

(三)女子にも相當に力を要する運動をなさしめ、健康にして且強壯なる身體を作るべし。

(四)適度に運動を好む風を起すべし。家族一同が遊戯・散歩・遠足・園藝等をなす風は好ましきことなり。

(五)衣服は、成るべく軽くして、運動に便なるものを著せしむべし。

強壯なる身體

運動を好む風

適度の労働

- (六) 運動の場所は自由に、快活に運動し得るやう、成るべく打ち開きて、廣きを要す。
- (七) 運動後は適度の休息をなさしむべし。
- 五 神経及び感覺機關 神経は精神作用と最も密なる關係を有するが故に、常にその衛生を怠るべからず。
- (一) 年齢及び體質に應じて、心身を適度に働かしむべし。怠惰及び過勞は、共に神経を衰弱せしむ。
- (二) 家庭の仕事、學校の復習等は、過度に神経を使用せざる程度に於てなさしむべし。
- (三) 心身を働かしめたる後は、適度の休息をなさしむべし。特に、幼兒は神経なほ弱く、疲勞し易きを以て、労働を短くし、休息を屢與ふべし。總じて女兒は、男兒よりも疲勞し易ければ、一層注意するを要す。

睡眠

- (四) 睡眠は心身の元氣を恢復せしむるに、最も有效にして、疲勞の後には自ら來るものなり。睡眠は、食物の如く生活上必要にして、十分にこれを取らしめざる可からず。睡眠不足の害は、小兒に於て特に大なりとす。然れども、睡眠を貪る習慣を作る可からず。作りたきは、早起、早寢の習慣なり。(感覺機關の養護につき、
ては第九章二節を見よ)

六 一般の注意 體育には、積極的には、全身及び各部分を適度に活動せしめ、又活動に要する十分なる營養を與ふべく、消極的には、十分の休息及び睡眠を與へて、その活力を恢復持續すべきことは、前述の如し。なほ、體育につきては左のことに注意すべし。

(一) 未だ言語の通ぜざる幼兒は、號泣に由りて、種々の要求・感情を訴ふるものなれば、よくその泣き方に注意して、適切

積極的
消極的
思ふ
か
す
ん

幼兒の號泣

鍛錬

なる處置を取るべし。

(二) 自己の經驗・思慮により、又他よりの注意警戒に由りて、身體に危害を及ぼす事を行はず、又危害を及ぼす場所に近づかざるやうなさしむべし。

(三) されどまた、種々の機會を利用して、困苦・缺乏に堪ふる鍛錬をなさしむることも、必要なりとす。

(四) 克己の念を養ひ、衛生上の良習慣を作り、節制的生活を営ましむべし。

體育は、獨り身體のためのみならず、また精神のために必要にして、特に德育と密なる關係を有するものなり。

第三十章 知育

一 知育の意義 知育とは、兒童に知識・技能を授け、その精

神を開發する作用をいふ。而して、系統的の教授は、主として學校に於て行はるゝものにして、家庭に於ける知育は、通例學校の教授を補充するに過ぎず。家庭に於ては左の五つが、知育の作用をなすものなり。

直觀 遊戯 作業 話 讀書

この中、直觀のことは、既にこれを述べたれば、(第九章 三節)これを略し、遊戯以下につきて述べんとす。

二 遊戯 小兒は未だ眞面目なる仕事を爲すこと能はずして、唯遊戯を行ふのみ。遊戯は小兒に大なる楽しみを與ふるのみならず、直觀・想像・思考等を練り、身體の發達を助け、その運動を自在にし、手指の技巧を得しめ、又美の趣味をも養はしむるものなり。されば、遊戯は小兒には必要なる教育の手段なりとす。

遊戯の價值

玩具の選び方

- 一 遊戯の種類 遊戯には小兒の走り戯れ、鬼ごつをなし、或は相撲ふが如く、玩具を要せざるものと、人形・犬張子・紙鳶・手鞠等、玩具を要するものとの二種あり。
- 二 教育上の注意 これらの遊戯を通じて、教育上注意すべきこと、左の如し。
- (一) 遊戯は、小兒の心身發達の程度に相應するものなること。
 - (二) 心身の各方面を働かしめ、その發達を助くるやう、適宜に種々の遊戯を行はしむること。
 - (三) 野卑ならず、且道德上無害なること。
 - (四) 身體に危険の虞なきこと。
- 玩具の選び方 玩具を選ぶには、この外、なほ左のことに注意すべし。

玩具の與へ方

- (一) 遊戯の價値を十分發揮するに足るもの。
 - (二) 小兒の嗜好に適し、且飽き易からざるもの。
 - (三) 衛生上有害ならず、又危険ならざるもの。
 - (四) 廉價にして、且堅牢なるもの。
- 玩具の與へ方及び使ひ方
- (一) 玩具は、一定の目的によりてこれを與ふべく、濫りに與へ、或は一時に多く與ふべからず。且その使ひ方の簡單なるものより、漸次複雑なるものを與ふべし。
 - (二) 玩具は、小兒をして丁寧これを使用せしめ、使用後は成るべく、自らこれを取り片付けしむべし。使用せる玩具を保存し、或時期を経て、又之を取り出さば、更に新しきを覺ゆるものなり。又玩具を故意に破壊せるときは、再びその代りを與へずして、自然の制裁を受けし

玩具の使ひ方

小兒の相手となること

むることあるべし。
(三) 玩具は、これを購求するに限らず、小兒自作のもの、又は拾ひ集めたる小石、木枝等をも用ひしむべし。其他、圖畫、繪草紙の類も、教授上特別の價值あるものとす。遊戯を行ふに當り、大人の時に小兒の相手となることは、一層小兒を喜ばしめ、又家庭團樂の樂しみをも増すものなり。又餘り早く遊戯を廢して、小兒を大人ぶらしむるは好まじきことにあらず。

手技

三 作業 作業とは、一定の目的を有する眞面目なる仕事をいふ。然れども、幼兒に課する作業は、なほ遊戯的性質を帶ぶる手技を適當とす。手技は手と眼とを練習せしめ、工夫を助け、勉強忍耐の習慣を養ひ、且仕事の念を起さしむるものなり。家庭に於て、幼兒に課すべき手技は、大體幼稚園

家事家業の手傳

に於て行ふものを採用することを得べし。(第三三章參看)
學校の課業の復習準備等も、家庭に於る作業の一なりとす。これらも適度にこれを行はしむべし。その他、男女及び能力に應じて、兒童をして、適當なる家事家業の手傳をなさしめ、又藝能を修めしむることあるべし。

説話と談話

四 話及びその種類 幼兒三歳の頃となりて、多少言語の自由を得るに至らば、他人の話を聞き、自らもまた話さんことを欲す。故に、適當にこの要求を満たすときは、その知識を進め、感情意志を養ひ、兼ねて言語の練習となるものなり。而して話には、豫め一定の筋道を有するものと、偶然に出づるものとあり。前者を説話といひ、後者を談話といふ。すべて話は、兒童の心の發達に相應せる程度に於て、これを行ふべし。

説話の種類
作話

五 説話

一 説話の種類 説話に二種あり。作話及び實話これなり。作話 想像を以て作りたる話をいふ。寓話お伽噺昔噺の如きこれなり。これに傳來のもの、新作のものあり。就中、傳來の話は、多くはその國民の思想・感情・抱負等を表せるものなれば、國民教育上必要なるものとす。

作話は上品にして、道德上害なく、且兒童に慘酷・恐怖・嫌厭等の悪感を起さしめざるものなるを要す。

實話

説話の要旨

實話 修身・歴史・地理・理科等に關する事實の話をいふ。

- 二 説話の要旨 説話は、成るべく左のことに役立つを要す。
 - (一) 知識を與へ、想像及び思考の練習となること。
 - (二) 道德的及び美的感情を養ふこと。

説話の仕方

三 説話の仕方

- (三) 言語の正確なる聴取及び使用に慣れしむること。
- (一) 説話は、兒童の精神の發達に相應せる程度に於て行ふべし。
- (二) 説話はよくこれを記憶し、同じ話を繰返す時は、前後間違なきやうすべし。
- (三) 音聲・態度及び話の長さに注意して、上手に話し、兒童に興味を以て聴かしむべし。
- (四) 繪畫・實物等を利用して、説話の理解を助け、疑問はこれを抑ふることなく、適當の説明を與ふべし。
- (五) 兒童をして、説話をなさしむるときは、その内容と言語とに注意せしめ、必要なる場合には、これを助け且正すべし。

六 談話 談話(話會)とは、人々相會して、何くれとなく話し合ふことをいふ。談話は言語の練習となり、又種々の知識(知識雜識)を得しめ、系統的教授の補充となるものなり。且偶然耳にせることが、深く感動を與へ、人を支配することもあれば、教育上、談話は決して忽にすべからず。談話につきては、大體説話につきて述べたる諸の注意を守るべく、なほ左のことに注意すべし。

(一) 談話に於ては、言語を慎み、野鄙に流れず、又多辯なるべからず。

(二) 差支なき場合には、子供を話し仲間に入れ、又來客の席にも侍して、主客の談話を聴かしむべし。特に立派なる客に接して、その話を聞き、その様子を見ることは、後學のため大なる利益あるものとす。

讀書の嗜好

七 讀書 兒童文字の知識を得て、幾分か書物を讀み得るに至れば、多くは讀書を欲するものなり。讀書の要求に對しては、兒童の精神の發達及び讀書の目的に應じて、よく書物を選択して與ふべし。

讀書は一生を通じて、精神の修養及び高尚なる娛樂を與ふるものなれば、讀書の嗜好は、男女を問はず、少時よりこれを養ふべし。されど、成るべく、讀書の時間及び分量を定めて、亂讀に陥らしむべからず。

八 一般の注意 家庭に於ける知育は、小學校就學以前は勿論、就學以後と雖も、學校教授の補助たる程度に止むべきものなれば、餘り多くの負擔を與へて、子女の心身の過勞を招くが如きことあるべからず。

されば、學校は生徒の豫習・宿題等につきて、過度の要求をな

さず、又家庭は學校に於ける子女の成績に誇らんがために、過度の勉強を命じ、或は學科以外の藝能を強習せしむべからず。かくの如きは、子女の神経を衰弱せしめ、能力の衰退を來さしめ、遂に救ふべからざる悲境に陥らしむることあらん。教育者の最も注意すべき所なり。

第三十一章 徳育

徳育の意義

一 徳育の意義及び方法 徳育とは兒童の品性を陶冶する作用をいふ。即ち、道徳的に作用する種々の方法を用ひて、品格ある人を作り出すことなり。家庭に於て行はるゝ徳育の主なる方法は、左の如し。

徳育の手段

示範 訓誡 命令 監督 賞罰

而して、主として徳育を行ふ者は、家庭の長者、就中父母にして、兄弟、姉妹、僕婢等は、これが補助たるものなり。

模倣性

二 示範 幼兒は未だ十分事理を解せざるも、模倣性に富むが故に、初は、善良なる模範を示して、これに則らしむべし。單り幼兒のみならず、長じて訓諭の意味を解するに至るも、示範は、常に訓練上最も效力あるものとす。

示範に関する注意

(一) 示範は、兒童の心身の發達に相應して、實行し得るものたるべし。

(二) 示範は、容易に且愉快に行はるゝものより、漸次困難にして、苦痛をも忍びて行ふべきものに及ぶべし。これまた意志鍛鍊の良き方法なり。

(三) 必要なる場合には、示範は屢、繰り返すべし。これ、兒童のこれに倣ふに都合よく、又示範者の人格の一貫せること

朋友の選擇

- を表し、その效力を大ならしむればなり。
- (四) 家庭の長者は、言行を慎みて、善良なる模範を示すは勿論、朋友を精選して、良友のみに交らしむべし。朱に交れば赤くなるの語は、十分味ふべきものなり。
 - (五) 生ける模範なきときは、歴史・傳記・文學等より、適當なる例を選び示すべし。
 - (六) 示範には、矛盾なく、統一あらしむべし。
 - 三 訓諭 小兒稍長じて、幾分か事理を解するに至らば、訓諭は徳育の方法として用ひらる。訓諭は、示範に關する注意に準じて、これを施すべく、その外
 - (一) 訓諭は感徹を旨とすべし。
 - (二) 訓諭には言語を慎むべく、冗長に失すべからず。冗長は却りて訓諭の力を弱むるものとす。

訓諭に關する注意

- (三) 訓諭は好意より出づべく、又相當の威嚴を保つべし。
- (四) 訓諭には格言・諺等を利用すべし。
- (五) 訓諭を施す者は、自らこれを實行すべし。示範は訓諭の有力なる後援なればなり。

訓諭と命令

- 四 命令 命令は、兒童に或事を行はしめ、又は禁せんがために用ふる指圖なり。命令の訓諭と異なる點は、命令はその實行を強ふる決心と力とを有し、訓諭は、かゝる強行的性質を有せざるにあり。命令には、兒童なほ幼にして、その理由を解せず、從ひて、機械的にこれに從はしむるものと、稍長じて、その理由を解するに至りて、これを發するものとあり。命令に關しては、前二節の注意を參考すべく、その外
- (一) 命令は兒童の實行し得るものたるべし。
- (二) 命令はよく考へて、これを發すべし、輕卒なるべからず。

命令に關する注意

河田 梅 評

命令

- (三) 命令は簡單明瞭にして、力あり、且好意を帶ぶべし。一時の怒より、或は悪意、復讐より出づるが如く、思はしむべからず。
- (四) 命令は、各相當の理由を有すべし。されど、必しも兒童にこれを示すに及ばず。
- (五) 命令は多きに過ぐべからず。且一貫統一し、一たび命じたることは、これを實行せしむべし。然らざれば、命令を輕んずるに至らん。
- (六) 命令は小兒の長ずるに従ひ、漸次その度數を減じ、遂にはこれに代ふるに、**勸告・助言・注意**等を以てするに至るべし。
- 五 監督** 監督とは、兒童の言語動作に注意し、外圍の良き感化を與ふるものは、これを近づけ、悪しきものは、これを遠ざくることをいふ。示範、訓諭、命令等が、如何に兒童に作用

せるかを見て、良き方にこれを導くことも、また監督の務なりとす。

監督に關する注意

- (一) 監督は、兒童の性質及び發達に應じて、寛嚴その宜しきを得ざるべからず。嚴に過ぐれば、これを脱する手段を廻らして、虚言、瞞著等を行ひ、寛に過ぐれば、これを侮りて、放恣、無責任等に陥ることあるべし。
- (二) 監督は、兒童を信賴する態度を取るべし。これを疑ひ危ぶむが如く、思はしむべからず。
- (三) 監督は、幼時は綿密周到なるを要すれども、長ずるに従ひて、漸次干涉を減じ、遂には自己の活動に一任するに至るべし。
- (四) 兒童の長ずるに従ひ、時には困難苦勞の經驗にも遭遇せしめ、世間をも知らしめて、意志を鍛鍊せしむべし。餘り

に外圍を恐れて、保護干涉に過ぐるときは、泳ぎ得るに至りて、川に行かしめ、乗り得るに至りて、馬に乘らしめんとするが如きことあるべし。

賞罰の用

六 賞罰 賞罰とは、一定の目的を以て、兒童の行爲を助長し、若しくは抑制せんがために加ふる心身の快樂又は苦痛をいふ。賞罰は、それ自ら教育上の效力を有するの外、また訓諭及び命令に勢力を與ふるものなり。特に、事理を解せざる小兒には、賞罰は、これを實行せしむる最も有力なる手段なりとす。

教育上の賞罰と法律上の賞罰

教育上の賞罰は、過去の行爲に對する應報たるのみならず、これを施したる後の影響にも注意す。従ひて、これを施したる後も、その前と同じく授者と受者は交通するを常とす。これ法律上の賞罰と異なる點にして、その教育的なる所以

賞罰の種類

なり。

一 賞罰の種類 賞罰は、見方に由りて、左の如く分つことを得べし。

- (一) 自然の賞罰と人爲の賞罰 前者は、行爲の結果、自ら來るものにして、大食せる者は腸胃を損し、信實なる者は信用を受くるが如きをいふ。後者は、行爲に對して、人の故意に加ふるものをいふ。勤勉なる者に褒美を與へ、不從順なる者に苦痛を感ぜしむるが如き、これなり。
 - (二) 有形の賞罰と無形の賞罰 物品を與へ、或は與へざるが如きは、前者に屬し、言語・舉動等に由りて、満足或は不快を示すが如きは、後者に屬す。
- されど、同一の賞罰も、見方如何によりては、その何れにも入るゝことを得べし。

賞罰の與へ方

二 賞罰の與へ方

- (一) 賞罰は、兒童の個性・心身の發達竝に行爲の性質に應じて、適宜にその選擇及び度數の加減をなすべし。
- (二) 賞罰は、成るべく少しくこれを行ふべし、過用・亂用すべからず。
- (三) 賞罰は、好意を以て且公平にこれを行ふべし。一時の感情等によりて、偏頗あるべからず。又罰には、侮辱罵詈等を用ふべからず。「憎しとて叩くにあらず雪の竹」この意よく味ふべし。
- (四) 賞罰は成るべく自然的なるべし。
- (五) 賞罰は、大體有形より無形に移り行くべく、遂には、自己の良心の讚否が最も有力にして、且最後の賞罰となるに至らしむべし。

賞罰の理想

(六) 賞罰の效力は、その種類及び強さの如何に由ると雖も、これを行ふ者の威信に依ること、また大なるを忘るべからず。賞罰の理想は、成るべくこれを軽くして、成るべく有效ならしむるにあり。

「徳育の最良の方法は、太陽よくこれを示す。太陽は常に光及び暖を與へ、時に雨風を與へ、稀に電雷を與ふ(コメニウス)。徳育を施す者は、太陽の働に則る所あるべきなり。」

七 家庭の教育者 家庭の主なる教育者は父母なり。就中、母は常に家庭に在りて、直接子女の教育に與ること多し。その外の家族も、それぞれの意義ありて、教育上大なる影響を及ぼすものなり。又時に家庭教師を置きて、子女の教育を司らしむることあり。

一 父母 父は家庭の支配者にして、家庭の方針を示し、又こ

父

母

れを統一す。母はこの方針に依りて、家政を行ふ。されば、家庭を船に譬ふれば、父は船長にして、母は運轉士なり。教育に於ける父母の任務も、またこれに準ず。家庭の知的及び意的方面は、主として父に由りて代表せられ、その情的方面は、母に由りて代表せらる。

父母が、かくの如く、その特色に従ひて十分働くときは、子女の教育、初めて良く行はるべし。特に、母は子の哺乳より始めて、直接その世話をなすこと最も多きが故に、教育上母の感化は絶大なるものなり。諺に「三つ子の魂百まで」といへるも、理なり。母の子に對する愛情及び犠牲心は、最もうるはしき道德の手本にして、道德上、何よりも早く、子がこれを経験するやう、自然になり居ることは、人間の祝福なりといふべし。

父母の協同

胎教

父母は相謀りて、教育上一貫の方針を定め、常に調和統一して、教育を施すべし。徳育につきては、示範以下の徳育の方法につきて述べたる所を、よく實行すべし。

父母は子女の模範たるの覺悟にて、居常その言行を慎まざるべからず。かくの如くなれば、父母獨り子女を教育するのみならず、子女また父母を教育すといふべし。

二胎教 母は兒の出生後の教育のみならず、その胎内に在る時より、兒の教育につきて、深く注意せざるべからず。之を胎教といふ。妊娠中の母の思想、感情及び生活の方法如何は、胎兒に絶大の影響を與へ、その將來の運命を支配する程なり。

されば、妊娠中は身體の衛生に注意すべきは勿論、思想を純正にし、感情を高雅にして、安謐なる生活をなすべし。

すべて精神の激動は、胎兒の發育に大害あり。周圍の者もよく妊婦を勞はりて、心配なく、平和圓滿の生活を營ましむるやう、注意せざるべからず。胎内僅十ヶ月の注意は、教育の全時期に於ける父母・教師の勞力にも匹敵するほどの効果あることを忘るべからず。

祖父母

三祖父母 祖父母は、家庭の生ける歴史・生ける家憲にして、家庭に重みと品位とを與ふるものなり。されば、子女は長老として、これを尊敬扶助し、又一家の歴史・處世の經驗等につきて、聞き置くべし。祖父母は、父母の後援として、調子を揃へて、子女の教育を助くべし。兒孫の愛に溺れて、偏頗不利なる處置をなし、父母の教育を崩すべからず。

兄弟姉妹

四兄弟姉妹 子女は兄弟姉妹の間に生活して、始めて仲間

の入門として、大切なるものとす。されば、父母は子女をして、少より長幼の序を守り、親愛相依の情を起さしめ、終生渝らざるやうすべし。父母は平等に子女を愛し、物を與ふるにも、その性・年齢・その他の事情に考へて、常に公平の感を、子女に起さしめざるべからず。子女の間に、往々不和・嫉妬・怨恨等の生じて、生涯反目嫉視するに至るが如きは、畢竟父母の罪なり。子女は、成るべく一所に居住して、共に苦樂を分たしむべし。これまたその友情を固むる所以なり。

僕婢

五僕婢 僕婢もまた家庭に在りて、子女に影響を及ぼすものなり。されば、成るべく性質順良にして、多少教育あるものを選ぶべし。中にも、子守には最も注意すべし。僕婢の言動の野鄙なるは、子女の教育上甚だ害あり。僕婢

子守

はよく主人の命を奉じて、家風に合ふやう働かしむべし。又小兒は自己に關する事は、成るべく自らこれを始末し、多く僕婢を使用せしむべからず。すべて僕婢を遇するには、同情を以てすべし。

家庭教師

六家庭教師 を置く場合には、最もその人物に注意するを要す。一たびこれに子女の教育を委任すれば、十分これに信賴すべし。されども、父母はそれにて教育上の責任を、全く免れたるものにあらずと知るべし。子女は家庭教師を尊敬し、その指圖に従はしむべし。教師もまた、その尊敬に値するやう、振舞はざるべからず。

二 幼稚園教育

第三十二章 幼稚園教育の概説

保育
保母
フレイベル

一 幼稚園の性質及び起源 幼兒は、元來家庭に於て教育すべき者なれども、父母が十分これを行ふ能はざる事情あるとき、これを助けて、幼兒に適當なる教育を施す場所を、幼稚園といふ。幼稚園に於る教育は、これを保育と稱す。保育を行ふ者は、通例婦人にして、これを保母と稱す。幼稚園は、今を去ること六十餘年前、獨逸の人フレイベルの創めしものなり。後次第に各國に行はれ、我が國にても、明治九年來これを設くるに至れり。

第三十三章 保育

一 幼稚園の目的及び保育の要旨

幼稚園ハ滿三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スルマテノ幼兒ヲ保育スルヲ以テ目的トス(小學校令施行規則第百九十五條)

幼稚園の目的

保育の要旨

幼児ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ
善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハン事ヲ要ス
幼児ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ
會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコト
ヲ得ス

常ニ幼児ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又
常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ム
ヘシ(同第百九十六條)

二 保育の項目 幼児は未だ心身の十分發育せざる者な
るが故に、幼稚園に於ては、學校に於るが如く、學科を課し、系
統的教授を施すこと能はざるものとす。

幼兒保育ノ項目ハ遊戯・唱歌・談話及手技トス(同第百九十七條)
三 保育の方法 保育の方法につきては、法令上別に規定

遊戯

を設けず、各幼稚園に於て、自ら適切の方法を行はしむるこ
ととせり。されど、保育の各項目の要領は、凡そ左の如し。

一 遊戯 幼稚園に於て行ふ遊戯を分ちて、通例隨意遊戯共
同遊戯の二種とす。共に身心の健康及び發育に資する
ものとす。

隨意遊戯

(一) 隨意遊戯 は、幼児が各自心のまに、遊ぶをいふ。
幼児は、自由に遊ぶことを好むものなれば、その無害に
して、過度に失せず、又他兒の妨害とならざる限りは、よ
く獨りにて遊ばしむべし。

共同遊戯

(二) 共同遊戯 は、多くの幼児の共同して遊ぶを云ふ。奏
樂に伴ひ、幼児の歌ひ連れつゝ運動するが如き、これな
り。共同遊戯は、規律ある運動に慣れしめ、幼兒互に相
親しみ、相侵さざるの風を養はしむ。

唱歌

遊戯の教育上大切なること、及び遊戯につきての注意は、既にこれを述べたり(第三十節)。幼稚園の保育は、遊戯を中心として行ふほどのものなり。

二唱歌 は、幼兒の發音を助け、言語を正しくし、心情を快活にし、美感を養ひ、兼ねて徳育に資するものとす。

幼兒に授くる唱歌は、歌詞・曲調共に平易にして、その興味を感ずるものたるべし。

談話

三談話 は、有益にして興味ある事物につきて、平易にこれを行ひ、發音及び言語を練習し、觀察・注意の力を養ひ、徳育に資するものとす。

手技

四手技 は、通例幼稚園恩物を用ひて、手及び眼を練習し、精神の發達に資するものとす。

四恩物 恩物はフレートの工夫したる玩具にして、幼

第一 (六種) 第二 (三體) 第三 (積木第一) 第四 (二第木積) 第五 (三第木積)

第六 (積木第四) 第七 (板排べ) 第八 (箸排べ及ビ環排べ)

第九 (絲及ビ紐) 第十 (粒體) 第十一 (刺紙)

第十二 (み組紙) 第十三 (み疊紙) 第十四 (方き畫)

第十五 (紙織り) 第十六 (板組み) 第十七 (り取縫) 第十八 (り剪紙)

第十九 (豆細工) 第二十 (粘土細工)

恩物

兒への恩賜品と云ふ義なり。恩物に二十種あり。六毬三體・積木(第一より第四まで合せて)・板・箸及び環・絲及び紐・粒體・紙刺し・縫ひ取り・畫き方・紙剪り・紙織り・板組み・紙組み・紙疊み・豆細工・粘土細工、これなり。されども、必ずしもこれに拘泥せず、場合によりては、これを取捨し、或は新しき物を作りて、保育上巧にこれを利用せんことを要す。

手技は幼兒に相應せる簡單にして、興味あるものを授くべし。且幼兒は事に倦み易き者なれば、同じ事を、長く爲さしむべからず。

遊園

五 遊園 幼稚園には、保育室・遊戲室の外、遊園をも備ふべし。遊園には、草木を植え、砂を置き、小山・池などを設けて、ここに幼兒を遊ばしめ、傍ら動植物等につきて觀察せしめ、或はこれにつきて語らしめ、遊びながら利益する所あらし

むべし。

六 保育上の注意

- (一) 幼児は、幼稚園に於て、初めて多人数の同等なる者の中に仲間入りする者なれば、我意を振はず、他人の要求をも尊重するの習慣を養ひ、公德に關する初歩の觀念を得しむべし。
- (二) 幼児は活動力に富み、長く靜止する能はざる者なれば、規律統一を欲して、餘りに幼児の自由を束縛すべからず。
- (三) 過多の仕事を課して、幼児を苦むるが如きことあるべからず。愉快に在園せる間に、自ら身心の發育するやう仕向くべし。
- (四) 父母と保姆とは、時々交通して、家庭及び幼稚園の狀況、幼兒の性質等につきて、互に話し、相提携して、適切に幼兒の

教育を行ふべし。

三 學校教育

第三十四章 學校教育の概説

一 學校の意義 兒童漸く長じて、滿六歳にも達すれば、初等教育を受け得るの能力を有す。然れども、父母は必ずしもそのすべての教科及び教へ方につきて、堪能なる者にあらず、又その子女を別々に教育するの時間をも有せず。故に、教育を専門とする場所に、子女を送りて、他の子女と共に、教育を専門とする人に就きて、教育を受けしむ。この教育を行ふ場所を學校といひ、教育する人を教師といひ、教育せらるゝ人を生徒といふ。初等普通教育を施す學校は、即ち小學校なり。小學校の上には、また種々の學校あり。

學校
生徒

これより、小學校教育を主として、一般に學校教育につきて述べんとす。

二 學校教育の方法 教育には、體育・知育・徳育の三つの方法あることは、既にこれを述べたり。學校教育に於ては、これらの三方法を、普通に養護教授訓練と名づく。

三 小學校教育の本旨 小學校令第一條に曰く、

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

今之を教育の方法に分解すれば、左の如し。

- 一、身體の發育に留意すること——養護(體育)
- 二、生活に必須なる普通の知識技能を授くること——教授(知育)

小學校令第一條

中學校の目的
高等女學校の目的

三、道德教育及び國民教育の基礎を作ること——訓練(徳育)

中學校及び高等女學校は男子又は女子に須要なる高等普通教育を爲すを以て目的とす。所謂中等教育これなり。即ち、小學校よりも其の教育の程度高けれども、養護教授訓練を行ふに於て、異なる所なし。以下順次この三つの方法につきて述べん。

第三十五章 養護

一 養護の意義 養護とは、兒童の身體の健康及び發達を計る作用をいふ。養護につきては、既に家庭教育體育の章に於て述べたれば、學校に於ける養護も、よくこれに準じて行ふべし。従ひてこゝには、特に學校に關するもののみを

述べんとす。

學校に於ける養護の特色は、兒童が家庭より學校に來り居ることと、その集合的生活との二つより起る。

二 營養 兒童は身體發育の最中に在りて、割りに多くの營養物を要し、特に學校に在りては、運動もはげしく、一層食欲進むものなれば、辨當の如きも十分なる分量を與ふべく、寄宿舎に於ける食事も亦然りとす。食事には咀嚼と休憩とに十分の時間を與ふべし。

食事

食堂

食堂は、清潔にして日當りよく、且成るべく額面・插花等の裝飾ありて、愉快に食事せしむるやう整ふべし。又寄宿舎に於ける女生徒には、料理の献立及び實習等をもなさしむることあるべし。

三 呼吸 學校には多人數集合するものなれば、教室・控所

運動の種類

等は、十分に廣く、高く、且日當り風通しを良くすべし。校舎の床及び運動場は、拂拭・掃除・撒水等に由りて、塵埃の立つを防ぎ、又常に清潔ならしむべし。體操時間その他に於て、時々生徒に深呼吸をなさしむるは、好ましきことなり(第廿九章三節參看)。

四 運動 學校に於て行ふ運動には、左の三種あり。

一 自由なる運動 運動場に於て、生徒が勝手に遊び戯れ、競走などするをいふ。その他水泳・遠足・旅行の如きも、またこれに屬す。

二 規則的の運動 一舉一動、號令・拍子等の下に行はるゝ運動、即ち體操・ダンスの如きものをいふ。

三 半ば自由、半ば規則的の運動 ロンテニス・バスケットボール・ピンポン等の如く、一定の規則の下に、自由に運動するものをいふ。いづれもよく見計らひて、適度にこれを

大規模の運動

行はしむべし。

學校に於ける運動は、成るべく毎日適當の時間に於て、これを行はしむべし。又時々職員生徒總出にて、體操或は行進運動を行ひ、又遠足・旅行を爲すが如きは、體育以外に、我が校又は學校仲間なる意識を強むる利益あるものとす。運動會も、時にはこれを行ふを可とす。（第廿九章、四節參看）

運動會

五 神經及び感覺機關 學校の課業は精神を勞するもの

なれば、餘りに困難なる事を課せず、且十分に休憩を取らしむべし。家庭に於ける學校の仕事（宿題・復習・豫習等）もまた多きに失すべからず。**時間割**は、學科の性質・難易を考へて、生徒の精神の働を時々轉換し、又弛め得るやう、適當にこれを配當すべし。

時間割

眼

感覺機關中、衛生上最も注意すべきものは、眼なり。教室の

採光・書籍の置き方・生徒の姿勢等に注意して、近視眼等を防ぐべく、又トラホーム等の傳染を防ぐため、時々眼の検査を行ふべし。その他の機關も、適當の保護を加へ、衛生に注意すべし。（第九章二節、第二、十九章五節參看）

六 學校衛生 頭痛・貧血・近視眼・脊椎彎曲・呼吸器病・傳染病

等は、學校生活の結果、起ることあるものなり。されば、學校は、校舎の建築・机・腰掛等の構造・採光・換氣・清潔の方法等に注意し、生徒の生活を正しくし、又時々身體検査を行ひて、これらの疾病及び故障を豫防し、常にその健全を圖らざるべからず。これを學校衛生といふ。教員及び生徒は、共に衛生上の心得を有すべく、又校醫を置きて、その指圖及び處置を受くべし。

校醫

第三十六章 教授

一 教授の意義 教授とは、兒童に知識・技能を授け、精神を開發する作用をいふ。學校に於ては、家庭と異なりて、多數の兒童に規則正しき教授を行ふ。即ち學校は、多數の兒童をその年齢及び學力の類似に依りて分類し、學級を編制して、一定の教科を規則正しく教授す。小學校に於ける教授は、この方法に由りて、家庭・幼稚園等に於て得たる經驗を基礎として、兒童に生活に必須なる普通の知識・技能を授け、心を練り、且德育に資するを以て、目的となす。

二 興味 學校に於て教授せらるゝ知識・技能には、自ら限あるが故に、兒童自己の努力に由りて、これを擴張し、且活用せしめざるべからず。即ち教授は知識・技能を兒童に授く

興味

教材

教科

教材の排列
教案

ると共に、これに對する興味を養ふことを要す。興味とは、事物に對して面白味を感じ、これを追求し、擴張せんと努むる、自由なる精神の活動をいふ。故に、興味なき知識・技能は死せるものなれども、興味を生ずるに及びて、初めて活ける働をなすに至る。興味は、眞・善・美（知識・道德・藝術）の一方に偏せず、その各に行き涉りて生ぜしめざるべからず。

三 教材及びその排列 學校に於て教授する材料を教材といひ、教材を科目別にしたるものを、**教科（學科）**といふ。各の教科は教授上一定の價值と目的とを有す。教材を兒童に授くるには、その性質・難易によりて、教科全體として、又各の教科につきて、教材の順序を定め、これを學年・學期・週等に配當するを要す。これを**教材の排列**といひ、排列の結果を**教案**と總稱す。教科課程表・教授要目・教授細目・時間割・教

科書等は、その結果として出来たるものなり。我が國小學校に於ける教科目、教科課程表及び各教科教授の要旨と注意とは、小學校令及び小學校令施行規則に於てこれを規定せり(卷末附録にそ。の一部を載す)。

五段教授法

四 教授の段階 教授を實際に行ふに當りて、經由すべき手續をいふ。この手續に五段あり。

一 豫備 授業の初に、その目的を示し、新教材に關係ある既知の觀念を、兒童の心中に喚起して、教授の準備をなすことをいふ。

二 提示 新教材を兒童に提出して、説き示すことをいふ。

三 比較 新に得たる觀念相互を、又新觀念と既有の觀念とを比較し、聯絡して、兒童の所有せる知識系統の中に、新觀念の落ち附きを得しむることをいふ。又この作用を類

類化

化とも云ふ。

四 概括 比較の結果を概括して、概念又は法則として、理解せしむることをいふ。

五 應用 以上の手續に由りて得たる新知識を應用練習して、これを確實ならしめ、又これを活用せしむることをいふ。

教授の實際

以上の五段は、正則の教授の段階なり。されど、實際は必ずしもこれに拘泥するを要せず。時には、その或るものを略し、又は合することあるべし。教授の段階は、凡そ一二時間の授業に於て經由するを常とす。

以上は教材が知識の場合のことなるが、技能の場合には、先づ豫備をなし、次に技能の模範を示して、これを説明し、終にこれを實習せしむべし。

豫備
示範
實習

教式

五 教授の形式 教授の仕方、即ち教授を行ふに當り、教師と児童との働き方をいふ。また單に**教式**とも稱す。

一 提示式 實物、模型、繪畫等を示し、或は實驗を行ひて、児童にこれを觀察せしめつゝ、教授するをいふ。理科、地理等に於て、多くこれを用ふ。

二 示範式 教師模範を示し、児童をしてこれに則りて行はしむるをいふ。書き方、圖畫、裁縫、唱歌、體操の如き技能を授くる場合に、多くこれを用ふ。

三 講話式 教師或事につきて、講話説明を行ひ、児童にこれを聽かしむるをいふ。修身、歴史、讀本の講義等に於て、多くこれを用ふ。

四 課題式 児童に問題を課して、これに答へしむるをいふ。算術、作文等に於て、多くこれを用ふ。

教授の熟練

五 發問式 教師問を發して、児童に答へしむるをいふ。歴史、地理、理科等、教材を復習、記憶せしむる場合に、多くこれを用ふ。

六 對話式 教師と児童と、互に問答するをいふ。修身、算術、理科等、判斷推理の練習をなす場合に、多くこれを用ふ。されど、これらの教式は、教科に拘泥せず、場合によりて、これを自在に運用せざるべからず。これ教授の熟練を要する所以なり。すべて教式の運用に當りて、教師の言語、技術は、明瞭、適確にして、児童の模範たらんことを要す。又その教授すべき教科に堪能なることは、教授の熟練と相待ちて、教授の奏效上必要なるが故に、教師は常に學藝の補習に怠るべからず。

教科の堪能

第三十七章 訓練

一 訓練の意義 訓練とは、兒童の品性を陶冶する作用をいふ。訓練につきては、既に家庭教育德育の章(第三十)に於て述べたれば、學校に於ける訓練も、よくこれに準じて行ふべし。従ひてこゝには、特に學校に關するもののみを述べんとす。

學校に於ける訓練の特色は、父母の代りに教師あり、少數の兄弟姉妹の代りに、多數の生徒ありて、共同的生活(學校生活)を營める間に、行はるゝにあり。

二 學校生活と訓練 學校生活に於て、訓練の作用をなす主なるもの、左の如し。

教授 教師と生徒の關係 生徒相互の關係 校則・校

學校生活

風・儀式・會合等

三 教授と訓練 修身科は人倫道德の要旨を授け、その實踐を目的とするものなれば、訓練を以て、その本務とす。その他各教科の與ふる知識・技能は、兒童の思想を廣め、識見を高め、且自己の力を覺らしめて、實質的に訓練に資し、又知識・技能の學習は、注意・勉強・忍耐・意力等を要し、形式的に訓練の作用をなすものなり。かくの如く、訓練即ち德育に資すること、に注意して、教授することを、教育的教授といふ。教授の訓練的作用は、十分に發揮せざるべからず。

四 教師と生徒との關係 は、訓練上家庭に於ける父母と子女との關係に似たるものあり。教師は人の師たることを忘れず、愛情と威嚴と公平とを以て、生徒に接し、その日常の行が、生徒の模範たるやう、努めざるべからず。又生徒を

教育的教授

して、從順と敬愛とを以て教師に對し、よくその命に從ひ、訓練を守り、且師の行に倣はしめんことを心掛くべし。師弟の關係のうるはしきは、學校の眞の譽にして、訓練の良く行はれ居ることを證するものなり。

五 生徒相互の關係 生徒は各同じ要求權利を有し、父兄の身分は、毫もこれを輕重すること能はず。從ひて、家庭に於て我意傲慢なる兒童も、こゝに抑制せられ、屏息萎縮せる者も伸張せらる。かくて、兒童は平等正義の觀念を得、又これを實行し、法律を貴び、公德を重んじ、協同事に當るの風を養ふ。

學校は社會

中等以上の學校に於ては、學校の干涉を減じ、漸次生徒自ら善良なる風儀を作り、健全なる制裁を行ふやうせしむべし。學校は一の社會にして、學校生活はまた兒童を世間慣れし

め、獨立自治の精神を養ひ、實際の社會に進入するの準備を與ふるものなり。

六 校則・校風・儀式・會合等 は、訓練上大なる力あるものなれば、最も注意して、これを定め行はざるべからず。

一 校則 は、學校生活を支配する公然たる規定にして、學校の教育及び管理は、これに據りて行はるゝものなり。教師は自ら生ける校則となり、生徒をして從順に校則を守り行はしむべし。校則に從順なる良生徒は、他日國家の法令・社會の規約に從順なる良民となるべし。

二 校風 は、校則と相待ちて、學校生活を支配する裏面の風習にして、學校の精神・生徒の氣風の作り出さるゝ源なり。されば、善良健全なる校風の存することは、訓練上望まじきこととす。之に反し、悪しき校風は、學校生活を亂し、訓

校風

校則

儀式

練の妨害となるものなれば、教師は常に生徒を導きて、良き校風を作るやう努むべし。

三儀式 には、國民一般に關するものと、學校に關するものとあり。(一)國民一般に關する儀式は、祝日・大祭日・皇室の慶吊・國家に重要なる人又は事件等に對して行ふものにして、忠君愛國の念を養ひ、國民教育上大なる影響を與ふるものなり。(二)學校に關する儀式は、學年・學期の始終・入學・卒業の際、學校創立紀念日等に於て行ふものにして、學校の精神を發揮し、愛校心を養ひ、勤學の獎勵を與ふる等、訓練上利益多きものなり。儀式に關しては、豫めその由來を説明し、或は練習することあるべし。儀式は簡潔適切にして、十分の效果あらしむるを要す。

會合等

四會合等 學藝溫習會・運動會・校友會・同級會・茶話會等は、そ

生徒の活動

れぞれの目的を有すると共に、訓練上大に役立つものなり。かゝる會合は、教師と生徒及び生徒相互の親睦を厚うし、意志を疏通し、又これを舉行するための生徒の活動は、平素の教授・訓練の補ひとなるものなり。かゝる會合の計畫・實行等は、中等以上の學校に於ては、差支なき限りは、生徒の自發的活動に任ずべし。平素の教育の成績・生徒の特色・眞の力量は、却りて、かゝる場合によく現はるゝものなり。

遠足 旅行

其他、遠足・旅行の如きも、單り體育に利益あるのみならず、訓練上これに類する利益あれば、時々これを行ふべし。

精神の修養

七 教師の品性 訓練の期する所は、實行にあり。他人の品性を陶冶せんと欲せば、先づ自らの品性を研かざるべからず。されば、教師たる者は、常に精神の修養を怠らず、

その行が生徒の模範たらんことを心掛くべし。これ訓練を最も有效ならしむる道なり。教師たる者努めざるべけんや。

四 結 論

第三十八章 家庭教育と學校教育

との關係

一 家庭教育の長所及び短所 家庭に於ては、子女の個性に應じて、適切なる教育を施すを得べく、又父母は常に子女に接するを以て、訓練を施す機會多し。然れども、家庭には、通例學校の如き十分なる教育上の設備なく、又父母は必ずしも教育の事に通ぜざれば、その法を誤る恐れなしとせず。父母の子を思ふは自然の情なれば、その教育の深切なるは

姑息の愛

喜ぶべきも、姑息の愛に溺れて、子を我儘者とすることあるは、戒むべし。

社會的道德

二 學校教育の長所及び短所 學校に於ては、兒童は多數の同等なる者の間に在りて、依頼者なきが故に、奮發勉勵の心を起し、獨立自治の習慣を得しめ、正義・規律・信實・同情・公共等、社會生活に必要な徳を養ふに至る。然れども、多數の兒童なるが故に、個性に適切なる教育を施し難く、且教師と生徒と親密に交際して、十分に訓練を施す機會に乏しきを免れず。

三 學校と家庭との協同 かくの如く、家庭と學校とは、教育上各長短あるを免れず、又各特色ありて、その一方にて、他方をも兼ねること能はざるものなれば、教育の目的を十分達せんと欲せば、雙方協同一致して、働かざるべからず。そ

の法他なし、父母と教師と、種々の機會に於て、互に相接して、その關係を親密ならしめ、各一方の教育の狀況、成績等を審にし、相提携して、善良にして、矛盾せざる教育を施すにあり。

第三十九章 教育と國家との關係

一 家庭教育と國家 國家を組織する國民は、家族の團集に外ならず。されば、家族の品位と能力とは、即ち、國家の品位と盛衰との基なり。國民の思想・感情は、先づ家庭に於て養はれ、而して、父母はこれを代表する者なれば、家庭に人となることは、子女を國民的ならしむる所以なり。要するに、家庭は國家の基礎なれば、父母は健全なる家庭を作り、良くその子女を教育して、家族の一員として、又國民として、成るべく完全なる者となさざるべからず。

二 學校教育と國家 家庭の教育は、一にこれを父母に信賴して、國家は直接これにたづさはらず。國家は家庭教育の補助に由りつゝ、自ら種々の學校を設けて、國民普通の教育を始め、中等・高等・専門の教育を施し、一は國民の道德・知能の涵養・進歩を圖り、一は、國家有爲の人物を作ること、に努む。これみな、國家の獨立・繁榮と、國民の福利・増進とのために外ならず。

三 學校系統 國家の設立・經營に係る學校には、小學校、中學校、高等女學校、高等學校、大學に至る直系の學校あり。別に師範學校、各種の實業學校、専門學校等の特別系統の學校あり。これらは全體として聯絡・統一ある組織を成す。これを學校系統といふ。文明國には各その國特有の學校系統あり。(我が國の學校系統は、
卷末附録に之を掲ぐ。)

文部省

四 教育事業と國家 國家は、學校教育の外、教育上左の如き事を行ふ。

一 教育行政 國家は文部省を置きて、一國の教育事業を統轄せしめ、地方の役所をして、教育事務を司らしめ、學校を設立、經營し、事務官吏及び教員を任免し、公私の學校を監督、視察し、教育の財政に任ずる等、教育機關の運轉を行ふものなり。これを教育行政といふ。學校教育はかゝる外部の作用と相待ちて、初めて行はるゝものなり。

二 教員の養成 國家は師範學校を設立して、小學校及び中等學校の教員を養成し、又教員檢定試験を行ひて、これらの學校に教員たるの資格を與ふ。その他、國家は、三 圖書館、博物館、美術館、植物園等を設けて、國民の知見を廣め、講習會を催して、學術の傳播補習を行ひ、又海外留學

教育行政

生を派遣し、或は學位、學稱、勳章、褒賞等を與へて、學術の保護獎勵を行ふ等の事を爲す。

第四十章 教育と社會との關係

國家と社會

一 家庭教育と社會 國家と社會とは、同じものを、表面と裏面とより見たるが如きものにして、同じ家族の人々が、見方によりて、國民たり、又社會の民たるなり。故に、社會の道德敗類し、勢力衰微して、國家獨り榮ゆるの理なきなり。社會は、その道德を高め、その活動を盛にするがために、家庭に於て善良なる教育の行はるゝことを期待す。社會と家庭とは、直接親密なる關係を有し、互に相影響するものなれば、雙方共に健全ならざるべからず。健全なる社會と家庭とを有することは、國家第一の強みなり。

社會と家庭

社會の發達

二 教育事業と社會 社會はまた、學校、圖書館等を設け、教育會、青年會、娘の會、夜學會等を起し、又講習會、展覽會を開きて、人民を啓發し、國家の教育事業を助く。而して、社會の發達するに従ひ、その教育事業も、益、隆盛に赴きて、時には英米の如く、國家教育事業(殊に中等以上)の少なからざる部分を、社會自ら負擔するに至ることあり。

輿論

三 訓練と社會 個人の道德は、社會道德の反映にして、個人の意志は、社會の輿論によりて、強き影響を受くるものなり。社會の風俗習慣は、歴史的根基を有し、個人はよくこれを心得且行ふにあらずんば、社會生活を營むこと能はざるものなり。

風俗習慣

かくの如く、社會は教育事業を行ふ外、また非常の力を以て、個人に訓練的作用を行ふものなり。されば、社會は常にそ

社會の善良なる影響

の改良を行ひ、健全なる發達をなして、善良なる影響を、個人に及ぼすやう、努めざるべからず。健全なる社會を現出することは教育の勝利なり。

女學教育學終

女學教育學附錄

一 小學校令(要)

第一章 總則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス

第二章 教科……

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女
兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

前項教科目ノ外手工、農業、商業ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ其ノ數科目ヲ加ヘタル場合ニ於テハ兒童
ニハ其ノ一課目ヲ課スルモノトス

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ兒童ニ課セサ
ルコトヲ得

第五章 就學

第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ
修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其後見人ヲ謂フ

二 小學校令施行規則(摘要)

第一章 教科……

第一節 教則(第二條以下要旨ノミヲ掲グ)

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ム

ヘシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度

ニ副ハシメンコトヲ要ス

男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨

トス

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智

徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要

旨トス

第五條 日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ状態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勞利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

ス

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ

要旨トス

又土地ノ情況ニ依リ英語ヲ併セ授クルコトヲ得

三 師範學校令(要摘)

第一條 高等師範學校ハ師範學校中學校及高等女學校ノ教員タルヘキモノヲ養成スル所トス

女子高等師範學校ハ師範學校女子部及高等女學校ノ教員タルヘキモノヲ養成スル所トス

師範學校ハ小學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

前三項ニ記載シタル學校ニ於テハ順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ務ムヘシ

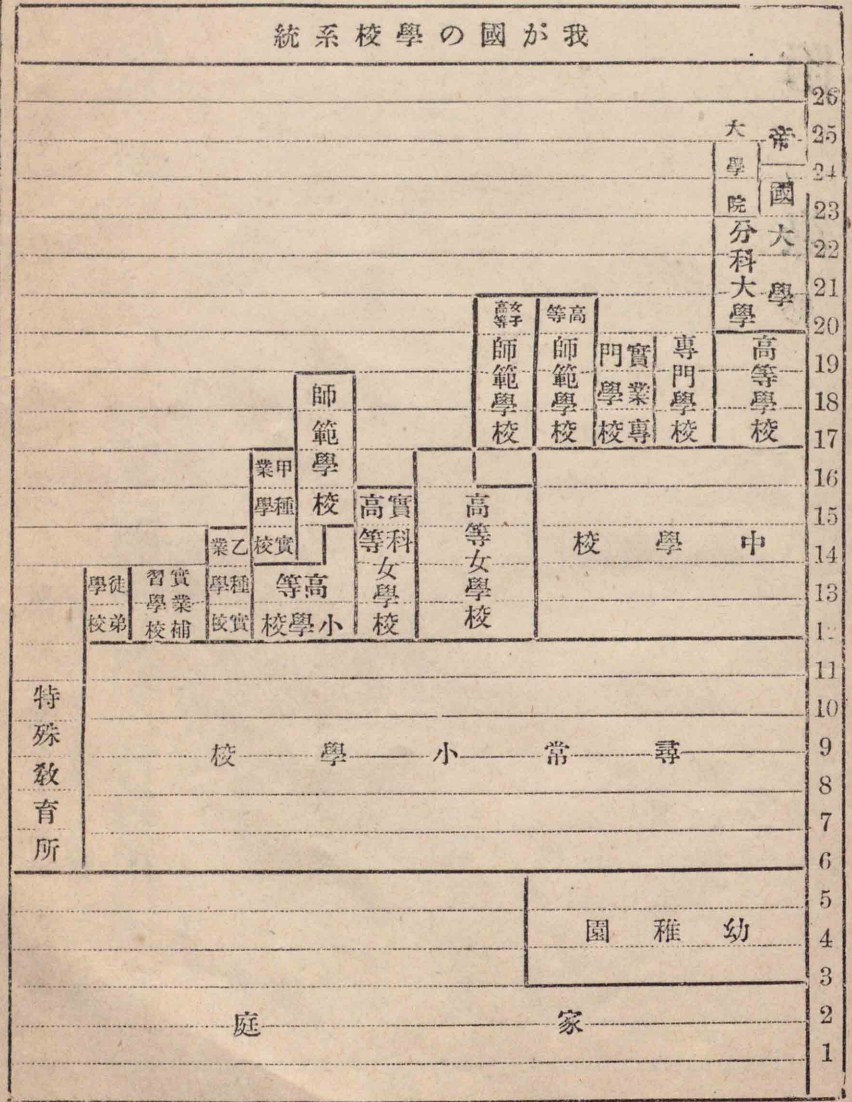
四 師範學校規程(要摘)

第一章 生徒教養ノ要旨

第一條 師範學校ニ於テハ師範教育令ノ旨趣ニ基キ特ニ左ノ事項ニ注意シテ其ノ生徒ヲ教養スヘシ

- 一 忠君愛國ノ士氣ニ富ムハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素忠孝ノ大義ヲ明ニシ國民タルノ志操ヲ振起セシメンコトヲ要ス
- 二 精神ヲ鍛鍊シ德操ヲ磨勵スルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素意ヲ此ニ用ヒシメシムコトヲ要ス
- 三 規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルヘキ威儀ヲ具フルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素長上ノ命令訓誨ニ服従シ起居言動ヲ正シクセシメシムコトヲ要ス
- 四 教授ハ教員タルヘキ者ニ適切ニシテ小學校令及小學校令施行規則ノ旨趣ニ副ハンコトヲ旨トスヘシ
- 五 教授ハ常ニ其ノ方法ニ注意シ生徒ヲシテ業ヲ受クル際教授ノ方法ヲ會得セシメンコトヲ務ムヘシ
- 六 學習ノ方法ハ偏ニ教授ノミニ憑ラシムヘキモノニアラス故ニ生徒ヲシテ常ニ自ラ學識ヲ進メ技藝ヲ研クノ習慣ヲ養ハシメンコトヲ務ムヘシ

我が國の學校系統圖



附錄終

明治四十年十一月十二日印
 明治四十年十一月十五日發
 明治四十二年一月廿八日訂正再版發行
 明治四十二年三月十日第三版
 明治四十三年一月三十日第四版
 明治四十四年三月廿一日第五版
 明治四十四年三月十日第六版
 明治四十四年十二月十日第七版

大正六年三月一日
 大正五年三月十一日
 大正四年三月十一日
 大正三年三月十一日
 大正二年三月十一日
 大正元年三月十一日
 大正二年三月廿五日改訂
 大正元年三月廿五日改訂
 第八版
 第九版
 第十版
 第十一版
 第十二版
 第十三版
 第十四版
 第十五版
 發行

女學
 校用
 教育學與附
 定價 金四拾錢

不許
 複製

發行所

國光印刷株式會社出版部

東京市京橋區築地二丁目二十一番地

電話京橋八八番 京橋三二〇番
 振替口座東京三九六七番

印刷者

川崎直衛

著者
 發行者

下田次郎
 國光印刷株式會社

右代表者

橋本信次郎

東京市京橋區築地二丁目廿一番地

東京市京橋區築地二丁目廿一番地



